

2022

和歌山県
信用保証協会
ディスクロージャー

2022

和歌山県信用保証協会ディスクロージャー
WAKAYAMA GUARANTEE DISCLOSURE

ご あ い さ つ



平素より和歌山県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、令和3年度の事業報告等を掲載しましたディスクロージャー誌「和歌山県信用保証協会ディスクロージャー2022」を作成いたしました。

本誌を通じて経営方針や業務内容など、当協会の取り組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、和歌山県内の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症による影響や、ウクライナ情勢などによる不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動などの影響により、依然として厳しい状況にあります。

このような状況下において、当協会では「新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口」「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」等の各種相談窓口を設置するとともに、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障をきたすことがないよう、「伴走支援型特別保証」「経営改善サポート保証【感染症対応型】」「セーフティネット保証」等を活用し、資金繰り支援に迅速かつ柔軟に取り組んでまいりました。

令和4年度においては、政府の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、金融機関や関係機関と一層連携強化を図り、依然として厳しい状況に置かれている中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援はもとより、ポストコロナにおける中小企業・小規模事業者の力強い回復を後押しするため、ライフステージに応じた支援に取り組んでまいります。

特に、財務基盤の改善やビジネスモデルの再構築が必要な中小企業・小規模事業者に対し、経営改善・事業再生・事業転換支援等、継続的な伴走支援に金融機関や関係機関と連携して取り組むとともに、地域経済の活力ある発展に貢献できるよう、創業・事業承継支援に引き続き取り組んでまいります。

また、当協会は世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の主旨に賛同し、令和3年12月27日に「SDGs宣言」を行いました。今後も存在感のある人間性豊かな力強いパートナーとして、地域の皆様とともに持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

引き続き事業者の皆さまにとって、当協会の理念でもある「信頼され、親しまれ、期待される信用保証」が真に実現できることを目指し、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続きご指導、ご支援をお願い申し上げます。

令和4年7月

和歌山県信用保証協会

理事長 稲本 英介

● ごあいさつ	
● 中期事業計画・年度経営計画	
・第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）	1
・令和4年度経営計画	3
● SDGsへの取り組み	7
● 新型コロナウイルス感染症に関する取り組み	10
● 経営支援・再生支援・創業支援・事業承継支援の主な取り組み	11
● 広報、企業支援、社会貢献活動について	16
● 信用保証制度の役割（目的と業務）	
・当協会の経営理念	19
・当協会の目的と業務	19
・信用補完制度のしくみ	20
● 信用保証のご利用にあたって	
・ご利用いただける中小企業者	21
・保証の条件	21
・信用保証料	22
・責任共有制度	25
● 保証制度のご案内	
・主な保証制度一覧	26
● 信用保証の動向	
・保証利用企業者数	33
・資金使途別保証状況	34
・担保有無別保証状況	34
・金融機関別保証状況	35
・業種別保証状況	36
・制度別保証状況	39
・地区別保証状況	40
・経営安定関連5号保証状況	43
・保証条件変更実績	43
・求償権回収実績	43
● 令和3年度事業報告	
・貸借対照表	44
・貸借対照表の用語解説	45
・収支計算書・財産目録	46
・収支計算書の用語解説	47
● 個人情報保護への取り組み	
・個人情報保護宣言	48
● コンプライアンス態勢	
・コンプライアンスの基本方針	50
・コンプライアンス組織体制図	50
● 当協会の概要	
・プロフィール・沿革・役員構成	51
・組織体制・担当業務のご案内	52

第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

和歌山県信用保証協会の経営理念である「信頼され・親しまれ・期待される信用保証」を目指し、地域金融の担い手として、アフターコロナの新たな日常を踏まえた経済の力強い回復と生産性の更なる向上に取り組むため、金融機関や関係機関との連携強化（リスク分担）を図りながら、中小企業者等の資金繰り支援はもとより、創業・経営改善・事業承継・事業転換など、中小企業者等のあらゆるライフステージに応じたきめ細かな金融支援・経営支援の拡充に努めます。さらに事務の効率化・簡素化、利用者の利便性の向上のため、信用保証業務の電子化の取り組みや持続可能な社会を実現するため、SDGs 宣言に向けた具体的な取り組みを推進します。

以上を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間における基本方針として、次の事項を積極的に取り組むこととします。

1) 中小企業者等の実情に応じたきめ細かな資金繰り支援の取り組み

- ①金融機関や関係機関とより一層連携強化を図り、中小企業者等の実情に応じた保証制度の提案を行い、資金繰り支援に柔軟かつ積極的に取り組みます。
- ②中小企業者等の多様なニーズに応えるため、保証付融資とプロパー融資を適切に組み合わせたリスク分担を行い、安定した資金調達の支援に取り組めます。
- ③「経営者保証に関するガイドライン」に則り、経営者保証に頼らない保証に積極的に取り組みます。

2) アフターコロナを見据えた経営支援・事業再生支援・事業転換の取り組み

- ①中小企業者等に対し、専門家による経営相談会の開催、専門家派遣事業「わかやま連携サポート」の実施など経営支援に積極的に取り組みます。
- ②中小企業者等の経営改善・事業転換等のため「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の活用を促します。
- ③経営支援の効果を検証するための必要なデータを蓄積し、定量的な効果検証の試行・準備を行い、係る工夫や改善に取り組めます。

3) 創業・事業承継などライフステージに応じたきめ細かな経営支援の取り組み

- ①金融機関や関係機関と連携・協力を一層強化し、創業・事業承継に係る相談・保証に積極的に取り組みます。
- ②創業セミナー・事業承継セミナーの開催、また専門家による創業者フォローアップ支援、創業計画策定支援および事業承継支援に積極的に取り組みます。
- ③創業・事業承継に関する保証制度について、金融機関や関係機関に対し周知および利用促進に積極的に取り組みます。

中期事業計画・年度経営計画

4) コンプライアンス態勢の充実・強化およびリスク管理体制の充実

- ①保証協会の業務の公共性を十分に認識し、「コンプライアンス・プログラム」に基づく活動の着実な実施により、コンプライアンスのより一層の浸透と役職員の意識向上を図り、健全かつ適切な業務運営に努めます。
- ②適正な個人情報および特定個人情報の取扱いを行い、個人情報保護および特定個人情報保護に努めます。
- ③反社会的勢力等の不正利用防止および排除に向け、組織的な態勢整備の取り組みおよび反社会的勢力等による不当要求に対して毅然たる態度で対応します。

5) 電算システムの安定稼働ならびに利便性の向上

- ①保証協会コンピュータサービス（株）と連携し、ORBIT システムの安定稼働に努めます。
- ②保証申込から融資実行までのリードタイムの短縮を実現するため、（一社）全国信用保証協会連合会が開発予定の保証協会と金融機関間の書類及びデータの電子的授受を可能とするための共同システムを推進（ORBIT システムとの連携を含む）し、信用保証業務の電子化を進めます。
- ③ ORBIT システムを基盤とした独自情報系システムの機能強化を図ります。

6) その他の項目

- ①中小企業者等の資金繰り支援をするべく、経営・金融相談に的確に対応できるよう協会業務全般に精通する職員の育成を行い、中小企業診断士等の資格取得の推進を図るとともに、金融機関及び関係機関等との円滑な連携を図れる専門性の高い人材を育成します。
- ②保証推進・経営支援策等各種施策の利用推進について、各種広報媒体を活用し積極的な広報に取り組みます。
- ③自然災害やコンピュータ停止等の緊急事態に備え、事業継続計画（BCP）の整備を行い、実効性の確保に努めます。
- ④中小企業者等および金融機関の利便性向上ならびに業務効率化のため、押印レス化（不要な押印の省略）を進めます。
- ⑤中小企業支援や社会貢献活動を通じて、地域における SDGs（持続可能な開発目標）への推進に貢献します。

令和4年度経営計画

1. 業務環境

1) 地域の景気動向

和歌山県内の生産活動は、海外経済の動向や供給面での制約などの影響から、持ち直しのテンポが穏やかになっています。個人消費は、緊急事態宣言等の全面解除以降、衣料品・飲食料品などの売り上げが堅調となっており、穏やかに持ち直しています。観光動向は、観光需要喚起策の効果も受け、観光客数は増加しています。雇用情勢についても穏やかに持ち直しつつあるなどとし、全体として、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響はみられるものの、持ち直しつつあります。

先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動が継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、感染症の再拡大や原材料価格の上昇による下振れリスク、金融資本市場の変動の影響などに注視していく必要があります。

2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

感染症の影響から、日本経済は戦後最大の落ち込み後、持ち直しの動きが続いているものの、依然として厳しい状況が続いている中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者」という。）が数多く存在します。新型コロナ関連融資などの資金投入効果により、倒産件数は抑制されていますが、現状の状況が長引くような事態となれば、債務の過剰などから事業継続を断念する中小企業者が増加する可能性があります。

また、感染症の再拡大による経済活動の停滞や原油・素材価格の上昇、人手不足、為替（円安）など景気回復の阻害要因が数多く存在するなか、予断を許さない状況であります。

2. 業務運営方針

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、金融機関や関係機関と一層連携強化を図り、依然として厳しい状況に置かれている中小企業者に対する資金繰り支援はもとより、ポストコロナにおける中小企業者の力強い回復を後押しするため、ライフステージに応じた支援に取り組めます。

また、信用保証協会の公共性と社会的責任、セーフティーネット機能としての重要な役割を認識し、地域経済の維持・発展と持続可能な社会の実現を目指します。

以上により、次の事項を積極的に取り組むこととします。

- ①金融機関や関係機関と一層連携強化を図り、中小企業者の実態を把握し、多様なニーズに応じたきめ細かな資金繰り支援に取り組めます。
- ②関係機関との顔の見える関係性を構築し、ポストコロナにおけるビジネスモデルの再構築や財務基盤の改善が必要な中小企業者に対し、経営改善・事業再生・事業転換支援等、継続的な伴走支援に連携して取り組めます。
- ③地域経済の活力ある発展に貢献できるよう、創業、事業承継支援に取り組めます。特に事業承継については、潜在的なニーズの発掘に取り組み、価値ある経営資源を次世代に承継できるよう支援します。

中期事業計画・年度経営計画

- ④経営基盤の強化・充実を図るため、デジタル化・ペーパーレス化の推進により業務の効率化や経営の合理化に取り組みます。
- ⑤公的機関として社会的責任を果たすため、コンプライアンス態勢の一層の強化に取り組みます。また、SDGsの実現に向け、当協会自らが社会的課題の解決に取り組むだけでなく、中小企業者にSDGsの普及を推進し、共に持続可能な社会の実現を目指します。

3. 具体的な課題と解決のための方策

1) 中小企業者の実情に応じた金融支援

- ①感染症の影響を受けている中小企業者に対し、伴走支援型特別保証制度等を活用し、迅速かつ柔軟な資金繰り支援を行います。
- ②事業転換等、中小企業者の多様な資金ニーズに応じた保証制度の提案・推進に取り組みます。
- ③実態把握が必要な中小企業者に対し「実地調査」を行い、財務面だけに捉われず、事業の継続性や成長性などを踏まえ、金融機関と連携し必要な金融支援を行います。

2) 金融機関や関係機関との連携体制の強化

- ①金融機関や関係機関との業務説明会・勉強会を開催し、保証制度等の周知および保証の推進を実施します。
- ②金融機関等から中小企業者の資金ニーズを把握し、利便性の高い保証制度の創設・改訂を行います。
- ③主要金融機関と積極的な情報交換を行うことにより、個々の中小企業者の実情に応じた適切なリスク分担による継続的な支援を実施します。
- ④「経営者保証に関するガイドライン」に則り、経営者保証に頼らない保証を積極的に取り組みます。

3) 信用保証を通じたSDGsへの取り組みや顧客目線に立ったサービスの拡充

- ①「SDGs保証」や「SDGs型特定社債保証」を周知し、積極的な取り組みを通じて、中小企業者のSDGsの普及を推進します。
- ②保証申込時における必要書類の簡素化や事務の見直し等、利用者目線に立った業務改善・効率化に取り組むとともに、保証業務の電子化に向けた準備を進めます。

4) ポストコロナに向けた経営支援・再生支援の充実・強化

- ①協会が主体となって、新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ保証）を利用した中小企業者の内、早期に経営改善が必要な事業者に対し、専門家派遣事業を周知し積極的な利用促進を行います。
- ②金融機関および関係機関に対し、『当協会の経営支援』を周知し積極的な利用促進を行います。また、和歌山県中小企業活性化協議会と一層連携を深め、経営支援・再生支援等に取り組みます。
- ③感染症の影響を受けた中小企業者や重点管理先の『支援企業』を中心に、専門家や金融機関と連携・協力し、「経営相談会」を開催します。また、専門家派遣事業の利用促進を行い、きめ細かな経営支援を実施します。

- ④「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を積極的に提案します。また、同事業にて策定した経営改善計画の修正が急務な事業者に対し、金融機関と連携して専門家による修正経営改善計画書策定支援を実施します。

5) 事業承継支援の取り組み

- ①保証利用者を対象とした「事業承継セミナー」を開催します。また、和歌山県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、ダイレクトメールの活用等により潜在的な事業承継ニーズを掘り起こします。
- ②金融機関に対し「事業承継に係る保証制度」を周知し積極的な利用促進を行います。
- ③事業承継の経営課題を抱える事業者に対し、金融機関と連携して専門家派遣事業の実施による課題解決に取り組みます。

6) 創業支援の取り組み

- ①金融機関、和歌山県よろず支援拠点との連携を一層強化し、創業保証制度や創業支援策を周知し利用促進を行います。また、大学の講義に参画し、創業に関する当協会の取り組み等の紹介を行います。
- ②「創業セミナー」を開催します。また、関係機関が実施する創業イベントに参画します。
- ③創業保証を利用した創業者を地元広報誌等で紹介します。また、専門家派遣事業による経営相談などの創業者フォローアップ支援を実施します。
- ④独力で創業計画策定が困難な創業希望者に対し、専門家による創業計画策定支援を実施します。

7) コンプライアンス態勢強化に向けた役職員の意識向上

「コンプライアンス・プログラム」に基づく活動を着実に実施し、役職員へのコンプライアンスのより一層の浸透と意識向上を図り、健全かつ適正な業務運営に努めます。

8) 反社会的勢力等の不正利用防止および排除体制

反社等情報管理システムの活用により、既往取引先に対する定期的なスクリーニングの実施、また、保証審査時などにおいて反社会的勢力等からの不正利用防止および排除に取り組みます。

9) 各部門の効率的かつ適正な業務運営への助言、個人情報保護および特定個人情報の適正な取扱いと保護

計画的に内部監査を実施し、リスク管理および業務改善などについて適切に助言を行い、効率的かつ適正な業務運営の促進を図ります。また、個人情報および特定個人情報についても計画的に点検・監査を行い、適正な取扱いおよび保護に取り組みます。

10) 健全な財務体質の維持

収支状況の把握、予算執行状況の管理や効率的な資金運用を図ることにより、健全な財務体質の維持に努めます。

中期事業計画・年度経営計画

11) 人材育成

研修の充実、資格取得支援などにより職員の能力開発と資質の向上を図り、多様な価値観を有する人材育成に取り組みます。

12) 危機管理体制の強化

BCM 訓練の実施、また顧客や職員に対し新型コロナウイルス感染予防策を講じます。

13) デジタル化・ペーパーレス化による業務効率化や利便性向上

労務管理のデジタル化により業務効率化や利便性向上を図ります。

14) 電算システムの安定稼働と有効活用

保証協会コンピュータサービス(株)との連携によりオービットシステムの安定稼働に努めるとともに、独自システムを有効活用するなどペーパーレス化・デジタル化を含めた業務効率化を検討します。また、信用保証業務の電子化に対応できる体制を整えます。

15) 効果的な広報活動の展開

保証制度や経営支援メニューなどの有益な情報について、各種広報媒体を活用し「見やすさ」を意識しタイムリーに情報発信します。

16) SDGsの実現に向けた社会的課題解決への取り組み

SDGsの実現に向け、職員向け研修会の実施、環境問題や健康経営など宣言内容の具体的な取り組みを進め、進捗状況を外部向けに公表します。

4. 保証承諾等の見通し

令和4年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項 目	金 額	前年度計画比
保 証 承 諾	700 億円	58.3%
保証債務残高	3,080 億円	87.0%
代 位 弁 済	30 億円	120.0%
回 収	7 億円	100.0%

当協会は、令和3年12月27日に「SDGs宣言」をしました。中小企業・小規模事業者の皆さまとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

和歌山県信用保証協会 SDGs宣言

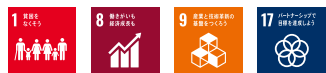
私たちは、SDGsの趣旨に賛同し『中小企業の振興のために信頼され、親しまれ、期待される信用保証を創造し、存在感のある人間性豊かな力強いパートナーとして、地域社会とともに歩みます。』という理念のもと、社会の持続的発展（SDGs）に貢献いたします。

令和3年12月27日



私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

1. 中小企業者支援・地方創生に対する取組



地域経済の健全な発展に貢献

「信用保証」を通じて金融の円滑化に努め、中小企業者の支援育成、並びに地域経済の活力ある発展に貢献できるよう取り組んでいます。

①信用保証

各種保証制度を通じ、中小企業者に適切な資金繰り支援を迅速に行います。

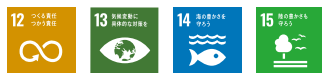
②創業支援・経営支援

資金繰り支援にとどまらず、中小企業者のライフステージに応じた創業支援・経営支援を行います。

③関係機関との連携

金融機関、公的機関をはじめとする関係機関と連携し、中小企業者の支援育成、並びに地方創生に貢献します。

2. 地域の環境保全・社会貢献活動



豊かな自然を守る

地域に根差す企業として、和歌山県の豊かな自然を守るため、社会貢献活動に取り組んでいます。

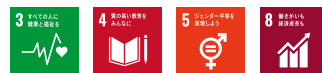
①地域の環境保全

省エネルギー・3R活動に取り組み、地域の環境を保全し、持続可能な社会の実現に努めます。

②社会貢献活動

社会貢献活動を通じ、地域社会の一員として、サステナビリティな発展を目指します。

3. 労働環境の整備・ダイバーシティへの取組



生産性向上に向けて

ワークライフバランスを実現し、多様な人材が活躍できる明るい職場づくりに取り組み、企業の生産性向上を図ります。

①人材育成

職員の知識向上・スキルアップを奨励し、中小企業の支援育成につなげます。

②職場環境の充実

福利厚生を充実することにより、職員のモチベーションを高め、サービスの質の向上を目指します。



SDGsへの取り組み

主な取り組み

1. 中小企業者支援・地方創生に対する取組

○SDGs保証・「SDGs型」特定社債保証の創設

令和4年4月1日付でSDGsに取り組む方を対象とした保証制度を創設しました。当協会では、本保証制度を通じてSDGsの普及を推進し、事業者の方々と共に持続可能な社会の実現を目指してまいります。



2. 地域の環境保全・社会貢献活動

○ノベルティグッズの作成

ノベルティグッズとして「トートバッグ」「マウスパッド」「トレーシングペーパーファイル」を作成しました。SDGsに貢献するため、いずれも環境に配慮した素材を使用しております。

今後、SDGsに関する興味・関心のきっかけとなるよう、お客さまおよび金融機関への訪問時や各種セミナー等で配布いたしますので、ぜひご利用ください。



オーガニックコットンのトートバッグ



リサイクルレザーのマウスパッド

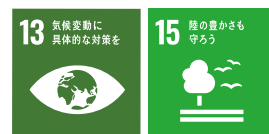


「FSC®認証紙」
トレーシングペーパーファイル

○グリーンボンドへの投資

環境改善を支援するため、独立行政法人住宅金融支援機構発行の「住宅金融機構グリーンボンド」を購入しました。

当協会は、当グリーンボンドへの投資が、社会の健全な発展のために活用されることにより、SDGsの達成に貢献し、経済の発展に繋がっていくことを期待しています。



SDGsへの取り組み

〇災害備蓄食品の寄贈

社会貢献活動の一環として、従業員用の災害備蓄食品を令和4年6月17日付でNPO法人フードバンク和歌山様へ寄贈しました。

当協会は大規模災害などのBCP対策として、災害備蓄食品を常時備蓄しております。これらの賞味期限が近づいたことから、生活困窮世帯の方々への食品支援およびフードロス削減を目的とし、今回寄贈することとしました。

寄贈した食料品や飲料水は、支援団体等を通じて有効活用していただき、社会に貢献したいと考えております。



(右) フードバンク和歌山 鈴木事務局長
(左) 和歌山県信用保証協会 谷本企画総務部長

3. 労働環境の整備・ダイバーシティへの取組

〇わかやま健康推進事業所の認定取得

当協会では、「職員の健康づくりにつなげる」ことを目的として『わかやま健康づくりチャレンジ運動』に積極的に参加しており、令和4年5月9日付で和歌山県より『わかやま健康推進事業所』として認定されました。

今後も、職場環境の充実を図ることで、職員のモチベーションを高め、サービスの向上を目指してまいります。



新型コロナウイルス感染症に関する取り組み

当協会では、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、下記の取り組みを行いました。

金融支援

○経営相談窓口の設置

令和2年1月29日から「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しております。

○資金繰り支援の拡充

新型コロナウイルス感染症に係る資金需要に対応するため、一般保証、セーフティネット保証に加え、危機関連保証^{※1}を活用した3階建ての信用保証枠で、中小企業者への安定的な資金供給をサポートしました。

○資金繰り支援の変遷（令和3年4月以降）

日 付	概 要
令和3年4月1日	・「伴走支援型特別保証」および和歌山県「経営支援資金（伴走支援枠）」取扱開始^{※1} ・「経営改善サポート保証【感染症対応型】」取扱開始 ・和歌山県「資金繰り安定資金（再生計画枠）」^{※2}について当初保証料率引き下げ等の改正を実施（「経営改善サポート保証【感染症対応型】」準拠）
令和4年2月1日	・「伴走支援型特別保証」および和歌山県「経営支援資金（伴走支援枠）」について以下の改正を実施 ・一般保証に係る資格要件を追加 ・セーフティネット保証5号に係る資格要件について対象者を拡充 ・融資限度額引き上げ ・保証申込期限を令和5年3月31日まで延長 ・「経営改善サポート保証【感染症対応型】」および和歌山県「資金繰り安定資金（再生計画枠）」^{※2}について保証申込期限を令和5年3月31日まで延長

※1 新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証は令和3年12月31日取扱終了となっております。

※2 現：資金繰り安定資金（経営改善・事業再生枠）

広報活動

○当協会ホームページ、LINE、リーフレット作成による情報発信

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした保証制度等、皆さまの「お役に立つ情報」を随時発信しております。



「わかやま中小企業支援ネットワーク」

平成24年9月24日に創設した「わかやま中小企業支援ネットワーク」についての活動状況は以下のとおりです。

【ネットワーク参加会員18機関】（令和4年4月1日現在）

近畿経済産業局、近畿財務局和歌山財務事務所、和歌山県、紀陽銀行、きのくに信用金庫、新宮信用金庫、南都銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、和歌山県中小企業活性化協議会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、地域経済活性化支援機構、和歌山県中小企業診断協会、近畿税理士会（和歌山県支部連合会）、和歌山弁護士会、わかやま産業振興財団、和歌山県信用保証協会

【活動状況】

●第18回ネットワーク会議開催

令和3年7月28日（水）
オンライン開催

●第19回ネットワーク会議開催

令和4年2月10日（木）
オンライン開催

●経営サポート会議

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで
32企業について開催



【ネットワーク機能】

1. ネットワーク会議

定期的に、関係機関における経営支援・再生支援ならびに起業・創業支援等の取り組みについて事例報告や情報交換を行い、地域全体のスキル向上を図ります。

2. 経営サポート会議（個別支援会議）

中小企業者と金融機関の要請に基づき、関係者が一堂に会し具体的な支援方針などを協議し、中小企業者の早期経営改善や再生をサポートします。

「わかやま中小企業支援ネットワーク」は、今後も定期的な会議開催等により、会員相互が協調して県内中小企業者に対する経営支援・再生支援に取り組み、地域経済の活性化に努めてまいります。

経営支援・再生支援・創業支援・事業承継支援の主な取り組み

「創業・事業承継サポートデスク」のご案内

当協会では「創業・事業承継サポートデスク」を設置しております。

創業、事業承継の準備段階から実行、フォローアップまで一貫して支援します。

また、関係機関、各専門家と連携し、セミナー等によって専門的なノウハウを提供します。

（お問合せ先はP 52をご覧ください。）

「創業セミナー」の開催

令和3年11月27日に創業を検討中の方、開業して間もない方を対象とした「創業セミナー」を開催しました。今年度は初のハイブリッド形式（会場受講＋オンライン受講）にて実施し、県内各地から計29名が参加しました。

セミナー内では各専門家と当協会職員が、様々な視点から「創業に必要な知識」について講演し、受講者から「税務、資金繰りの仕組みについてたいへん参考になった。」「創業者へのフォロー体制が充実していることに頼もしく思った。」等の感想をいただきました。

概 要

開催方法：会場・オンライン（LIVE配信）のハイブリッド

日 時：令和3年11月27日（土） 午後1時15分～午後4時

場 所：和歌山県JAビル2階 和ホールC

主 催：和歌山県信用保証協会

内 容：【第1部】『起業を目指す皆様へ！』

和歌山県よろず支援拠点 吾妻 加奈子 氏

【第2部】『人を雇うときの最低限のルールといくつかの助成金のお話し』

特定社会保険労務士 小栗 知子 氏

【第3部】『後継者人材バンクをご存知ですか？』

和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター 井上 禎 氏

【第4部】『知っておくべき税務・資金繰りの仕組み』

税理士法人ウィズ 税理士 島 紀郎 氏

【第5部】『保証協会の創業支援について』

和歌山県信用保証協会

企業支援部 経営支援課



「事業承継セミナー」の開催

令和4年2月5日に当協会主催の事業承継セミナーを開催しました。今回、会場+オンラインのハイブリッド開催の準備を進めていましたが、新型コロナウイルスの感染再拡大を受け、急遽オンライン（LIVE配信）のみの開催に変更しました。昨年に引き続き、和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター 井上禎氏と事業承継士・中小企業診断士の細田宏氏を講師にお迎えし、「企業の未来を考えよう」をテーマに、承継に関する事例紹介やケース別の事業承継のポイントについて解説いただきました。当日は37名の経営者・後継者の方が参加され、終了後のアンケートでも好評の声を多数頂戴しました。

概 要

開催方法：オンライン（LIVE配信）

日 時：令和4年2月5日（土） 午後1時30分～午後4時

主 催：和歌山県信用保証協会

内 容：【第1部】『事業承継・引継ぎ支援センターをご存知ですか？』

和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター 井上 禎 氏

【第2部】『もう社長一人で悩まない！ケース別で考える事業承継の課題と』

その対応策～カギを握るブリッジビルダーの活用～』

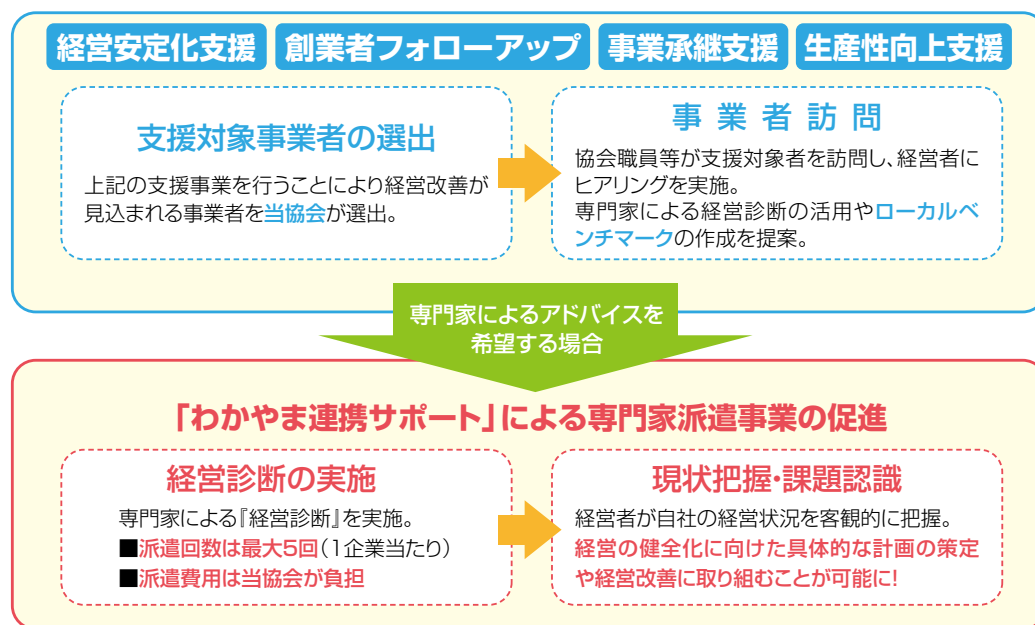
事業承継士・中小企業診断士 細田 宏 氏

今後もセミナーを開催し、各関係機関と連携しながら、創業支援ならびに事業承継支援に取り組み、地域経済の活性化に努めてまいります。

経営支援・再生支援・創業支援・事業承継支援の主な取り組み

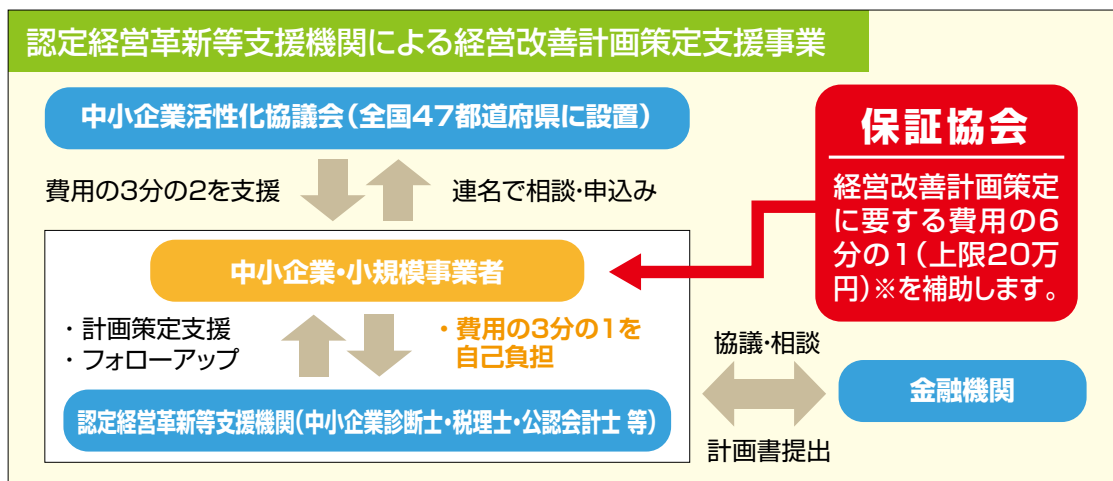
専門家派遣事業「わかやま連携サポート」について

当協会では、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、経営改善を促進することを目的に、無料で専門家（中小企業診断士・税理士・公認会計士）派遣を実施しております。



中小企業者等の「経営改善計画（早期経営改善計画）策定費用」に対する当協会の補助事業について

政府が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」（事業者に対する計画策定費用等の一部補助）に呼応して、当協会を利用している事業者を対象に、下記のとおり事業者の自己負担部分に対する費用補助を行っております。



※「早期経営改善計画策定支援事業」に係る補助は上限5万円。

和歌山大学における講義の実施

令和4年6月21日、和歌山大学にて講義を実施しました。

教育機関での講義を通じて、学生の起業マインドの醸成を図り、未来の起業家の育成に繋げていくため、今後も同様の取り組みを継続してまいります。

概要

実施日：令和4年6月21日(火)

場 所：国立大学法人和歌山大学

対象者：教養科目「地域創業論」受講者18名

内 容：「信用保証協会と創業」をテーマに、当協会職員が協会の役割やビジネスプラン作成時のポイントについて事例を交えながら説明しました。

フリーマガジンにおける創業者紹介

当協会の創業支援の一環として、創業保証制度を利用し夢を実現した創業者を紹介する「わかやま創業レポート」をフリーマガジン LiSMおよびKiiLiFE⁺に掲載しております。

誌面では事業紹介に加え、創業者の「思い」や未来の起業家へのメッセージなどを掲載しており、これから起業を考える方の参考にもなる内容となっております。

今後も随時企業を紹介いたしますので、ぜひご覧ください。(当協会ホームページからもご覧いただけます。)



広報、企業支援、社会貢献活動について

「信頼される協会、顔の見える協会」を目指して、当協会では次のような活動を行っております。

・Monthly Reportの発行

毎月1回発行し、新たな保証制度の紹介等のトピックス記事や保証実績等を掲載しております。



・「信用保証ハンドブック」、「創業への道」、リーフレット、ポスターの作成

信用保証の基本事項等を紹介した「信用保証制度のご案内」や、ご利用頂くにあたっての手引書である「信用保証ハンドブック」、「信用保証の実務解説」、「創業への道」、その他中小企業者向けの広報物などを作成しております。



・ホームページの充実

当協会ではタイムリーに幅広い情報発信を行うため、ホームページの充実に努めております。



ホームページでは、動画と活字を組み合わせた内容で、お客様にわかりやすく保証業務や各種保証制度の内容を掲載しておりますので、是非ご覧下さい。

・LINEによる情報発信

当協会では和歌山県信用保証協会公式LINEアカウントを開設しております。

保証制度のご案内、創業・経営支援に関するご案内など、中小企業・小規模事業者の皆さまの「お役に立つ情報」を随時配信しております。ぜひ、友だち登録をお願いいたします。

LINE公式アカウント



友だち追加はこちらから !!

広報、企業支援、社会貢献活動について

・テレビ、ラジオでのCM

当協会ではテレビCMのリニューアルを行い、夏の高校野球和歌山大会ならびに正月特別番組等において、地元メディアを活用して「創業セミナー」「事業承継のご案内」「伴走支援型特別保証のご案内」等のCMを放映しました。

また、ホームページにおいても、テレビCM動画を掲載しております。



・当協会のマスコットキャラクター「わっかん」

「わっかん」は令和2年に誕生して以降、ホームページ、LINE、リーフレット等で活躍しております。皆さまよろしくお願ひいたします。



和歌山県信用保証協会マスコットキャラクター 『わっかん』

わっかんは信用保（ホ）証で和歌山を応援（エール）するクジラです。

皆さまとの交流の“輪”が広がることを願ひ命名しました。体の色は、和歌山の豊かな自然と温暖な気候をイメージしています。

大きな尾びれを使ったジャンプが得意で、中小企業のさらなる飛躍を応援します。

・広告バスの運行開始

令和3年6月23日より、当協会の業務・取り組みをPRする「和歌山バス広告車両」を運行しております。経営支援・資金調達・創業支援・事業承継など、経営に関するお悩みがあればぜひご相談ください。



広報、企業支援、社会貢献活動について

・休日・夜間相談窓口の設置

当協会では創業をお考えの方々や、経営改善に取り組んでおられる中小企業者の方々を対象に、「休日・夜間経営相談窓口」を設置しております。

当協会の中小企業診断士や経営アドバイザーなど保証審査のベテラン職員がご相談を受けしております。お気軽にご相談下さい。

・特別相談窓口等の設置

当協会では中小企業・小規模事業者の皆さまに多大な影響があると判断される災害、倒産等の発生の際に特別相談窓口等を設置し、中小企業・小規模事業者の皆さまからのご相談をお受けしております。お気軽にご相談下さい。

なお、令和4年4月1日現在で設置している特別相談窓口等は次のとおりです。

特 別 相 談 窓 口

- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口
- ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
- 日野自動車サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口

相 談 窓 口

- 賃金水準上昇対策相談窓口
- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

・「企業の森」事業への参加

和歌山県では森林の環境を保全していくため、企業や労働組合と森づくりを進める「企業の森」事業を行っております。当協会では平成21年より「企業の森」事業に参加しております。

「信用保証の森」として、環境保全活動を始めて13年が経ちました。

和歌山の風土の豊かさと同時に自然環境の厳しさを実感し、参加者それぞれが思い描く「未来につなぐ森づくり」には、まだまだ年月がかかりそうですが、関係する方々のご協力を得ながら、これからも積極的に取り組んでまいります。

信用保証制度の役割（目的と業務）

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対し、その将来性と経営手腕を適正に評価し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の健全な発展に寄与することを目的として設立された信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく認可法人です。

信用保証協会は、事業に積極的に取り組み、将来に向かって発展の可能性のある中小企業者と金融機関とを結びつける『かけ橋』の役目を果たし、金融の円滑化を通じて中小企業の振興、ならびに地域経済の活力ある発展に貢献する役割を担っています。

○和歌山県信用保証協会の経営理念

私たちは、中小企業の振興のために信頼され、親しまれ、期待される信用保証を創造し、存在感のある人間性豊かな力強いパートナーとして、地域社会とともに歩みます。

○目的（和歌山県信用保証協会定款第1条）

（目的）

第1条 本協会は、中小企業者等のために信用保証等の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

○業務（和歌山県信用保証協会定款第6条（抜粋））

（業務）

第6条 本協会は、第1条の目的を達するために次の業務を行う。

- ・中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- ・中小企業者等が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- ・前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務

2 本協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次の業務を行う。

- ・前項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援

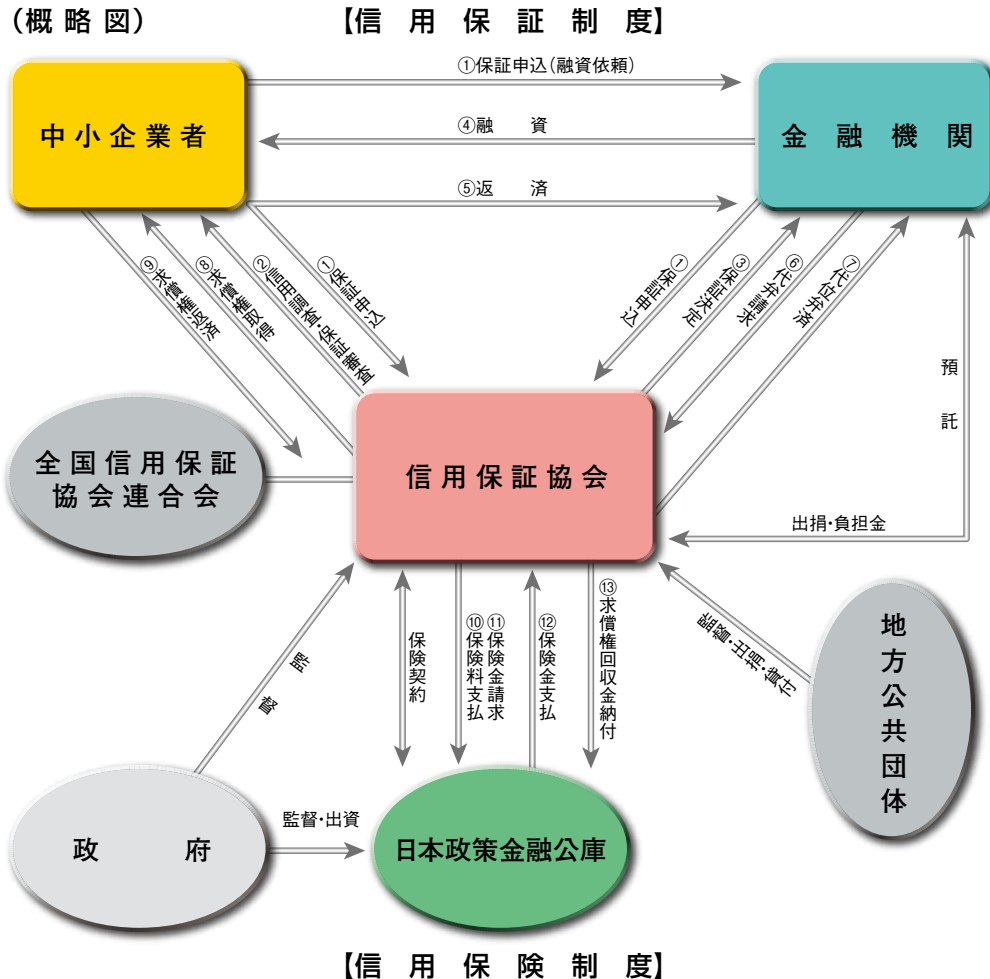
（協会と銀行その他の金融機関との連携）

第6条の2 本協会は、その業務を行うに当たっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、銀行その他の金融機関と連携を図るものとする。

信用保証制度の役割（目的と業務）

○信用補完制度のしくみ

「信用補完制度」は、中小企業者、金融機関、保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と保証協会が株式会社日本政策金融公庫（以下、「日本公庫」という。）に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。



■概略図の説明

（信用保証制度のしくみ）

- ① 中小企業者は、保証協会へ直接又は金融機関を通じて保証を申込みします。
（保証協会は、必要に応じ、中小企業者に対して金融機関を紹介する取り組みを行います。）
- ② 保証協会は、中小企業者の申込みを受けて、信用調査／保証審査を行います。
- ③ 保証が適当と認められた場合は、保証協会は金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に対して融資を実行します。
- ⑤ 中小企業者は、融資条件に従い金融機関に対して返済を行います。→ 至完済
- ⑥ 中小企業者が諸事情によって返済ができなくなった場合、金融機関は保証協会に対して代位弁済を請求します。
- ⑦ 保証協会は、金融機関の請求に基づき中小企業者に代わって借入金を代位弁済します。
- ⑧ 保証協会は、代位弁済の実行により中小企業者に対して求償権を取得します。
- ⑨ 中小企業者は、保証協会に対して返済します。

（信用保険制度のしくみ）

- ⑩ 保証協会は、日本公庫に対して一保証毎に信用保険料を支払います。
- ⑪ [代位弁済（保険事故）が発生した場合] 日本公庫に対して保険金の請求を行います。
- ⑫ 日本公庫は、査定の結果、保険種別による支払割合（70～90%）に応じて、保険金を支払います。
- ⑬ 保証協会は、中小企業者からの求償権回収金を保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

信用保証のご利用にあたって

1. ご利用いただける中小企業者

和歌山県内に住居または事業所（法人の場合は本店または事業所）のいずれかを有し、保証対象業種を営む中小企業者（個人・会社・組合等）の方で、常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

業 種	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数
製 造 業 等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人 等	—	300人以下

下記の政令特例業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業 種	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ エ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

- (注) ・これから事業を始められる方（創業者）であってもお取扱いが可能な制度もございます。
 ・農業・林業（一部を除く）・漁業・金融・保険業（一部を除く）、サービス業の一部においては保証できないものがあります。
 ・許認可等を要する業種は、その許認可等を受けていることが必要です。

2. 保証の条件

①保証限度額…2億8,000万円

（組合のうち、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合の場合は、4億8,000万円）

②資金使途……事業経営上に必要な運転資金および設備資金です。

③保証期間……保証制度ごとに定められています。詳細はP 26～P 32「主な保証制度一覧」をご参照下さい。

④連帯保証人…原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

ただし、実質経営者、営業許可名義人、当該事業に従事する配偶者、事業承継予定者の方は、連帯保証人になっていただくことがあります。

⑤担 保……必要に応じて提供をお願いしています。

なお、担保を差し入れて頂いた保証については、原則保証料の割引（▲0.1%）適用があります。（ただし、セーフティネット保証など一部適用除外制度があります。）

信用保証のご利用にあたって

3. 信用保証料

従来は原則一律であった信用保証料率を、平成18年4月1日から中小企業者の皆さまの個々の経営状況を踏まえ、保証料率を弾力化し、9区分の料率に改正させていただきました。

また、平成19年10月1日に導入された責任共有制度の対象となる保証では、責任共有保証料率を適用しております。

1. 保証料率区分表

(年率、%)

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有	基本料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	特殊保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外	基本料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	特殊保証	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

・手形等割引根保証、当座貸越、事業者カードローン根保証など、あらかじめ借入限度額を定める保証制度については特殊保証料率を適用します。

・一部の保証では一律の保証料率が適用されます。また、県制度については県が保証料の補助を行っており、その分、中小企業者が負担する保証料は軽減されます。

※ 保証料率の詳細は、P26～P32「主な保証制度一覧」をご参照下さい。

II. 料率の算出方法

お客様の保証料率は、皆さまの財務諸表（貸借対照表・損益計算書）の情報を[中小企業信用リスクデータベース（注1）](#)により評価し、さらに[非財務要因（注2）](#)を加味して決まります。

（注1）中小企業信用リスクデータベース（Credit Risk Database 略称：CRD）とは、平成13年3月、中小企業庁の発案により、中小企業金融の円滑化を目的として創設され、約170の金融機関等が会員となっている中小企業に関する日本最大のデータベースです。このデータに基づき、皆さまの企業の信用リスクが計算されます。なお、評価に関する一連の仕組み、個別企業の結果は、データベースの機密情報に該当するため開示されておりません。

（注2）非財務要因とは、全国51の信用保証協会共通の割引要因で次のものです。

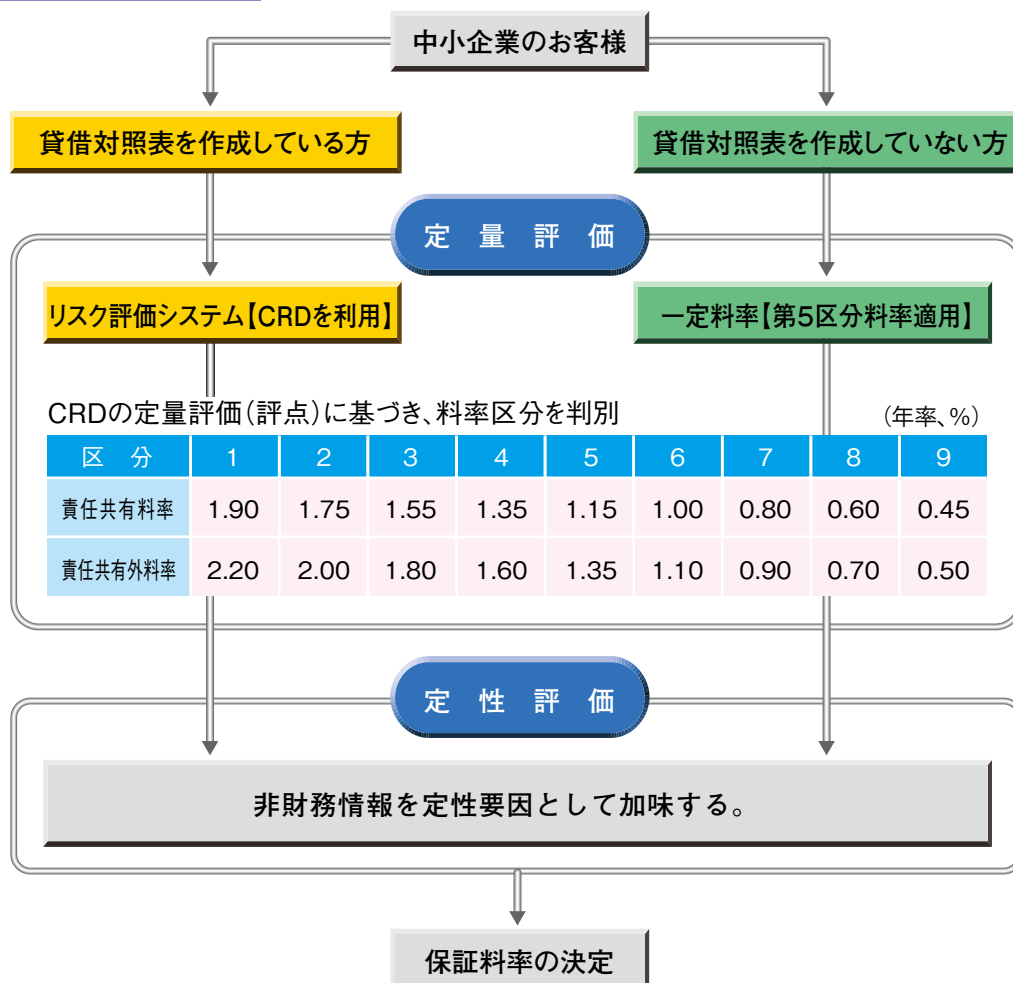
①担保をご提供いただいた場合は、0.1%の保証料率の割引を適用します。（セーフティネット保証など一部適用除外制度があります。）

②会計参与を設置していることを登記している場合は、一括支払契約保証、伴走支援型特別保証および経営改善サポート保証【感染症対応型】を除くすべての保証制度で保証料率を0.1%割引します。

※事業承継特別保証および経営承継借換関連保証をご利用いただく方で、経営者保証コーディネーターの確認を受け、特別保証料率が適用される場合、有担保保証に対する割引及び会計参与設置会社に対する割引は適用されません。

信用保証のご利用にあたって

Ⅲ. 料率決定までのプロセス



Ⅳ. 保証料の計算方法

信用保証料の計算式は次のとおりとなっています。

① 一括返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率}$$

② 均等分割返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率} \times \text{回数別係数※}$$

③ 根保証制度の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付極度額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率}$$

※回数別係数表

返済回数	6回以下	7～12回	13～24回	25回以上
係 数	0.70	0.65	0.60	0.55

信用保証のご利用にあたって

V. 保証料の分納

信用保証料は一括徴収が原則ですが、保証期間が2年を越え、かつ保証金額が1千5百万円を超えるもので「保証料分納申請書兼預金口座振替申込書」による申出があるものについては、下表のとおり分納いただけます。

保証料分納割合一覧表

取扱年度		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
保証期間																
2年超	4年以内	75	25													
4年超	6年以内	60	30	10												
6年超	8年以内	45	35	15	5											
8年超	10年以内	35	30	20	10	5										
10年超	12年以内	30	20	20	15	10	5									
12年超	14年以内	25	20	20	15	10	5	5								
14年超	16年以内	20	20	15	15	10	10	5	5							
16年超	18年以内	20	20	15	15	10	5	5	5	5						
18年超	20年以内	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2					
20年超	22年以内	15	15	15	10	10	10	10	5	5	3	2				
22年超	24年以内	15	15	15	10	10	10	5	5	5	5	3	2			
24年超	26年以内	15	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	3	2		
26年超	28年以内	15	15	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	3	2	
28年超		15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	2

VI. 保証料の返戻

信用保証料は原則として違算過収以外は返戻いたしません。ただし、次の場合において一定金額を超えるものについては返戻させていただきます。

- ① 保証期限前に完済した場合、当初の信用保証料計算起算日から1年ごとに区分し、未経過部分の信用保証料のうち原則として完済日の属する1年以内についてはその90%、完済日の属する1年を越える期間についてはその全額が返戻の対象となります。
- ② 保証条件変更に伴う信用保証料計算により、既収信用保証料が過収となる場合、その計算差額が返戻の対象となります。

4. 責任共有制度

協会の保証付き貸付について、協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、貸付実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的として、平成19年10月1日に責任共有制度が導入されました。

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関毎に選択されています。(注) 金融機関の負担割合はいずれの方式であっても20%となります。

なお、お取引金融機関の選択した方式によって、中小企業者の皆さまに有利・不利の違いが生じることが無いよう、いずれの方式であっても、ご負担いただく保証料は同じとなっております。

対象除外となる保証制度

制度の分かり易さや利用者間の公平性の観点から、原則としてすべての保証制度に一律に導入されることが望ましいのですが、小規模企業者やセーフティネット対象者など、政策的配慮から責任共有制度の対象外となる保証（従来同様の協会100%保証）が定められています。対象除外制度は下表のとおりです。

【対象除外制度】

1. 小口零細企業保証に係る保証
2. 特別小口保険に係る保証（NPO法人が利用する場合は責任共有対象）
3. 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号・6号に係る保証
4. 災害関係保証
5. 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）
6. 事業再生保険に係る保証
7. 求償権を消滅させることを目的とした保証
8. 破綻金融機関等関連特別保険に係る保証、破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
9. 東日本大震災復興緊急保証に係る保証
10. 経営力強化保証（対象除外制度を同額内で借換えた場合に限る）
11. 経営改善サポート保証【感染症対応型】（対象除外制度を同額内で借換えた場合または危機関連指定期間に保証申込受付し、かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号を同額以内で借換えた場合に限る）
12. 危機関連保証

(注) 特定社債保証、流動資産担保融資保証などについては、金融機関の方式選択に関わらず、部分保証方式となります。

保証制度のご案内

主な保証制度一覧【協会制度】

(令和4年4月1日現在)

制度名称		保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
一般保証		(有担保) 個人・法人 2億円 組合等 4億円 (無担保) 8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.90	金融機関所定
根 保 証	手形等割引根保証	(有担保) 2億円 (無担保) 8,000万円	1年以内 (ただし、保証期間中に割引かれた手形及び電子記録債権の最も遅れて到来する支払期日までとします。)	0.39 ～ 1.62	金融機関所定
	当座貸越（貸付専用型）根保証	100万円以上 2億8,000万円以内 (ただし、原則5,000万円以内は無担保扱いとします。)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 ～ 1.62	金融機関所定
	事業者カードローン 当座貸越根保証	100万円以上 2,000万円以内 (原則として、無担保扱いとします。)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 ～ 1.62	金融機関所定
	小規模企業者カードローン 当座貸越根保証 [カードローンJ(ジュニア)]	50万円以上 500万円以内 (白色申告の個人事業者は200万円以内) (平均月商(直近決算)の3か月以内、本件を含めて保証債務残高3,000万円以内)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 ～ 1.62	金融機関所定
	創業者カードローン 当座貸越根保証 [カードローンS]	50万円以上 100万円以内	1年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 ～ 1.62	金融機関所定
長期保証		(有担保) 1,000万円以上 2億円以内	運転資金7年超 10年以内 (設備資金の借換で協会が認めた場合は20年以内) (据置期間 1年以内) 設備資金10年超 20年以内 (不動産取得資金等で協会が特に認めた場合は25年以内) (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.90	金融機関所定
長期経営資金保証		3,000万円以上 2億円以内 [100万円単位]	5年以上 20年以内 (据置期間 6か月以内)	0.45 ～ 1.90	金融機関所定

保証制度のご案内

制度名称	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
小口零細企業保証	協会保証付の借入資金残高と併せて 2,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.50 ～ 2.20	金融機関所定
中小企業特定社債保証	4億5,000万円 (ただし、経営安定関連保証及び危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度とします。また、社債に係る保証割合は80%とします。(発行価額は5億6,000万円が限度) 尚、保証付社債の一回の最低発行額は、3,000万円とします。)	2年以上 7年以内 一括償還及び定時償還 (ただし、振替債に限りです。)	社債総額に対し 0.45 ～ 1.90 社債総額に対し 0.25 ～ 1.70	発行体所定 (6か月毎後払い)
「SDGs型」特定社債保証				
流動資産担保融資保証	2億円 (保証割合80%)	根保証 1年 (ただし、更新は可能です。) 個別保証 1年以内	借入(極度)額に対し 0.68 (保証額に対し0.85)	金融機関所定
経営力強化保証	(有担保) 個人・法人 2億円 組合等 4億円 (無担保) 8,000万円	分割返済の場合 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 ただし、借り換えを含む場合は10年以内 (据置期間 1年以内) 一括返済の場合 1年以内 ※責任共有対象外制度を同額以内で借り換える場合に限り、責任共有対象除外になります。	0.45 ～ 1.75 責任共有対象除外の場合 0.50 ～ 2.00	金融機関所定
事業承継特別保証	(有担保) 個人・法人 2億円 組合等 4億円 (無担保) 8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.90 ただし、経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合は 0.20 ～ 1.15	金融機関所定

保証制度のご案内

主な保証制度一覧【県制度】

(令和4年4月1日現在)

制度名称		保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
振興対策資金	一般	【運転資金】 8,000万円	7年以内 (据置期間 6か月以内)	0.45 ～ 1.30	金融機関 所定(上限年 2.90%、 固定金利)
		【設備資金】 1億円	10年以内 (建物取得は15年以内) (据置期間 1年以内)		
短期決済資金	一般	3,000万円	1年以内	0.45 ～ 1.30	年1.70%以内
経営支援資金	一般	8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.30 セーフティ 適用の場合 第1～4、6号 0.60 第5・7・8号 0.50	年1.40%以内 セーフティ第1～4、 6号適用の場合 年1.20%以内
	セーフティ	8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	第1～4、6号 0.60 第5・7・8号 0.50	第1～4、6号 年1.20%以内 第5・7・8号 年1.40%以内
小企業応援資金	一般	【運転資金】 3,000万円	7年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.30	年1.40%以内
		【設備資金】 3,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)		
	特小	中小企業 信用保険法第3条の3 第1項に規定する額 2,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.70 融資対象 がNPO法 人の場合 0.55	年1.20%以内 融資対象がNPO 法人の場合 年1.40%以内

保証制度のご案内

制度名称		保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
小企業応援資金	小口	協会保証付の借入資金 残高と併せて 2,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内)	0.50 ～ 1.50	年1.20%以内
			設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)		
新規開業資金	創業	3,500万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	0.70	年1.20%以内 女性・若者・シニア・ Uターン者の 場合は 年1.00%以内
	創業サポート			0.50	年0.50%以内
資金繰り安定資金	借換	8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.30 セーフティ 適用の場合 第1～4、6号 0.60 第5・7・8号 0.50	年1.80%以内 (返済資金に県融 資制度以外の残 高を含む場合は、 2.10%以内) セーフティ第1～4、 6号適用の場合 年1.60%以内 (返済資金に県融 資制度以外の残 高を含む場合は、 1.90%以内)
	セーフティ	8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	第1～4、6号 0.60 第5・7・8号 0.50	第1～4、6号 年1.60%以内 (返済資金に県融 資制度以外の残 高を含む場合は、 1.90%以内) 第5・7・8号 年1.80%以内 (返済資金に県融 資制度以外の残 高を含む場合は、 2.10%以内)

保証制度のご案内

制度名称		保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
資金繰り安定資金	経営力強化	8,000万円 ※保証料率については、原則、通常よりも一区分低い料率を適用。ただし、貸借対照表を作成していない等により、協会が保証料率の判定ができない場合は、通常の保証料率を適用。	返済資金 10年以内 運転資金 5年以内 ※返済資金を含む場合は10年以内 (据置期間 1年以内) ※責任共有対象外制度を同額以内で借り換える場合に限り、責任共有対象除外になります。	0.45 ↳ 1.25 責任共有対象除外の場合 0.50 ↳ 1.30	責任共有制度の場合 借換枠と同じ 責任共有制度対象外の場合 危機対応枠と同じ
	経営改善・事業再生	1億6,000万円	一括償還 1年以内 分割償還 15年以内 ※責任共有対象外制度を同額以内で借り換える場合または危機関連指定期間に保証申込受付し、かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号を同額以内で借換える場合に限り、責任共有対象除外になります。	責任共有制度の場合 0.80 1.00 (経保免除) 責任共有対象除外の場合 1.00 1.20 (経保免除) 国の保証料補助により当初0.20	返済資金 (責任共有制度の場合) 借換枠と同じ (責任共有制度対象外の場合) 危機対応枠と同じ 運転・設備資金 年1.20%以内
安全・安心推進資金	エネルギー政策推進	運転資金 8,000万円 設備資金 1億円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 15年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ↳ 1.30	年1.20%以内
事業承継支援資金	承継特別支援	2億8,000万円 ただし、返済資金を含む場合、融資限度額は8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ↳ 1.30 ただし、経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合は	年1.20%以内
	経営承継借換	8,000万円		0.20 ↳ 0.80	

保証制度のご案内

主な保証制度一覧【市町制度】

(令和4年4月1日現在)

制度名称	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
和歌山市 セーフティネット資金	8,000万円 ※返済資金の場合、事業計画書の添付が必要。	運転資金 7年以内 (据置期間 1年以内) 設備資金 返済資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	第1～4号、 6号 0.90 第5・7・8号 0.80	年1.10%以内
和歌山市 普通事業資金	8,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 返済資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.90	年1.90%以内
和歌山市 小口応援資金	2,000万円 (ただし、既存の保証協会の保証付融資残高も含めて2,000万円以内)	運転資金 返済資金 7年以内 (据置期間 1年以内) 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.50 ～ 2.20	年1.00%以内
和歌山市 起業家支援資金	3,500万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	1.00	年1.00%以内
和歌山市 海外展開支援資金	8,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.90	年1.60%以内
和歌山市 災害復旧支援資金	8,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.90	年1.20%以内

保証制度のご案内

主な保証制度一覧【保険特例制度】

(令和4年4月1日現在)

制度名称	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
経営安定関連保証	(有担保) 個人・法人 2億円 (※6号は3億円) 組合 4億円 (無担保) 8,000万円 (ただし、東日本大震災に係る災害関係保証と合算)	10年以内 (据置期間 1年以内)	第1～4,6号 0.90 第5・7・8号 (特定非営利活動法人に係る09保険の利用も含む) 0.80 (09保険) 0.90	金融機関所定
創業関連保証	3,500万円 (再挑戦支援保証と合算)	運転・設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	1.00	金融機関所定
経営改善サポート保証【感染症対応型】	(有担保) 個人・法人 2億円 組合 4億円 (無担保) 8,000万円 (特別小口) 2,000万円	一括償還 1年以内 分割償還 15年以内 ※責任共有対象外制度を同額以内に借り換える場合または危機関連指定期間に保証申込受付し、かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号を同額以内に借換える場合に限り、責任共有対象除外になります。	責任共有制度の場合 0.80 1.00 (経保免除) 責任共有対象除外の場合 1.00 1.20 (経保免除) 国の保証料補助により当初0.20	金融機関所定
経営承継借換関連保証	(有担保) 2億円 (無担保) 8,000万円 (特別小口) 2,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.90 ただし、経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合は 0.20 ～ 1.15	金融機関所定

- ・保証対象者や資金使途が限定されますので、詳細については本所又は田辺支所までお問合せください。
- ・保証料について、①担保をご提供いただいた場合は、0.1%の保証料率の割引を適用します。(セーフティネット保証など一部適用除外制度があります。)
- ②会計参与を設置している事業者については、0.1%の保証料率の割引を適用します。

信用保証の動向

1. 保証利用企業者数

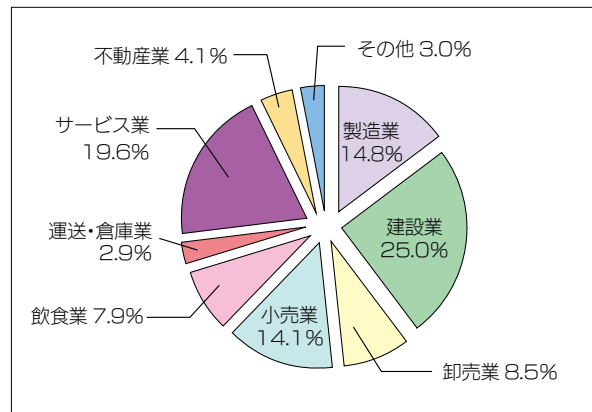
〔令和4年3月31日現在13,103者利用(県内中小企業者数34,367者)〕

保証利用度

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
利用企業者数	利用度%	利用企業者数	利用度%	利用企業者数	利用度%
11,057	32.2	13,197	38.4	13,103	38.1

業種別

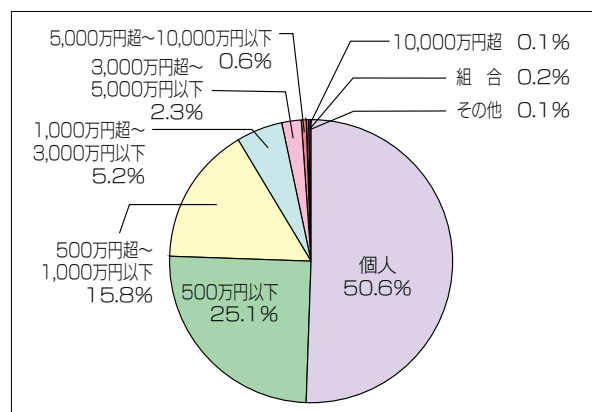
区 分	令和3年度	
	保証利用企業者数	構成比%
製 造 業	1,995	14.8
建 設 業	3,380	25.0
卸 売 業	1,147	8.5
小 売 業	1,911	14.1
飲 食 業	1,071	7.9
運 送 ・ 倉 庫 業	392	2.9
サ ー ビ ス 業	2,653	19.6
不 動 産 業	557	4.1
そ の 他	406	3.0
合 計	13,512	100.0



*業種兼業等の関係上、上記保証利用企業者数と合計は一致しません。

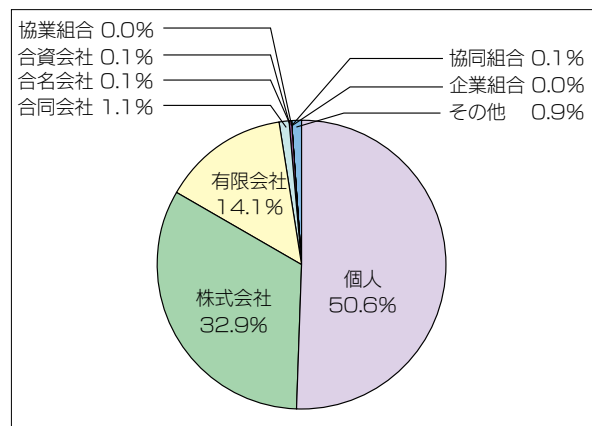
資本金別

区 分	令和3年度	
	保証利用企業者数	構成比%
個 人	6,627	50.6
500万円以下	3,290	25.1
500万円超～1,000万円以下	2,073	15.8
1,000万円超～3,000万円以下	676	5.2
3,000万円超～5,000万円以下	301	2.3
5,000万円超～10,000万円以下	85	0.6
10,000万円超	11	0.1
組 合	27	0.2
そ の 他	13	0.1
合 計	13,103	100.0



組織別

区 分	令和3年度	
	保証利用企業者数	構成比%
個 人	6,627	50.6
株 式 会 社	4,317	32.9
有 限 会 社	1,851	14.1
合 同 会 社	149	1.1
合 名 会 社	8	0.1
合 資 会 社	7	0.1
協 業 組 合	5	0.0
協 同 組 合	17	0.1
企 業 組 合	4	0.0
そ の 他	118	0.9
合 計	13,103	100.0



※構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

2. 資金使途別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転	55,499	77.2	227,917	94.2	43,994	74.6
設 備	6,050	8.4	4,921	2.0	5,878	10.0
運転、設備	10,332	14.4	9,198	3.8	9,112	15.4
合 計	71,881	100.0	242,037	100.0	58,984	100.0

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転	161,394	78.2	295,913	87.7	291,500	87.5
設 備	21,940	10.6	21,168	6.3	22,763	6.8
運転、設備	23,159	11.2	20,417	6.0	18,957	5.7
合 計	206,493	100.0	337,497	100.0	333,220	100.0

3. 担保有無別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
有 担 保	12,656	17.6	11,491	4.7	9,820	16.6
無 担 保	59,225	82.4	230,545	95.3	49,163	83.4
合 計	71,881	100.0	242,037	100.0	58,984	100.0

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
有 担 保	40,538	19.6	38,340	11.4	38,487	11.5
無 担 保	165,954	80.4	299,157	88.6	294,733	88.5
合 計	206,493	100.0	337,497	100.0	333,220	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

4. 金融機関別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都 市 銀 行	91	3,543	4.9	191	6,549	2.7	60	2,269	3.8
地 方 銀 行	2,394	44,136	61.4	6,629	141,616	58.5	1,985	41,273	70.0
第 二 地 銀	111	1,358	1.9	347	5,625	2.3	1	50	0.1
信 用 金 庫	2,574	21,654	30.1	7,202	83,265	34.4	1,627	14,216	24.1
信 用 組 合	41	491	0.7	260	4,351	1.8	46	382	0.6
政府系金融機関	35	605	0.8	16	387	0.2	22	654	1.1
農 業 協 同 組 合 (和歌山県内)	13	94	0.1	39	243	0.1	8	140	0.2
合 計	5,259	71,881	100.0	14,684	242,037	100.0	3,749	58,984	100.0

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都 市 銀 行	453	9,203	4.5	506	12,573	3.7	485	11,863	3.6
地 方 銀 行	10,786	131,494	63.7	12,702	202,947	60.1	13,053	212,247	63.7
第 二 地 銀	439	3,673	1.8	578	6,956	2.1	3	126	0.0
信 用 金 庫	9,013	56,956	27.6	12,240	107,029	31.7	12,317	101,422	30.4
信 用 組 合	129	1,024	0.5	302	4,343	1.3	336	4,529	1.4
政府系金融機関	358	3,953	1.9	303	3,312	1.0	237	2,590	0.8
農 業 協 同 組 合 (和歌山県内)	41	189	0.1	72	338	0.1	77	444	0.1
合 計	21,219	206,493	100.0	26,703	337,497	100.0	26,508	333,220	100.0

代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都 市 銀 行	15	221	13.0	3	81	5.7	5	190	12.6
地 方 銀 行	82	872	51.1	65	834	59.0	79	801	53.1
第 二 地 銀	9	74	4.3	7	77	5.4	0	0	0.0
信 用 金 庫	90	499	29.3	71	407	28.8	79	488	32.4
信 用 組 合	1	4	0.2	1	8	0.5	0	0	0.0
政府系金融機関	6	35	2.0	1	6	0.5	2	29	1.9
農 業 協 同 組 合 (和歌山県内)	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
合 計	203	1,705	100.0	148	1,413	100.0	165	1,508	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

5. 業種別保証状況

保証承諾

（単位：百万円、％）

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
食料品工業	170	3,660	5.1	490	9,575	4.0	101	2,398	4.1
繊維品工業	79	1,137	1.6	265	4,849	2.0	55	971	1.6
木材木製品工業	42	778	1.1	125	2,253	0.9	27	709	1.2
家具建具工業	61	589	0.8	178	2,789	1.2	35	435	0.7
紙工業	9	75	0.1	31	696	0.3	2	10	0.0
印刷製本業	31	565	0.8	120	1,913	0.8	19	294	0.5
化学工業	22	715	1.0	39	978	0.4	14	438	0.7
石油石炭工業	1	50	0.1	2	65	0.0	2	240	0.4
ゴム工業	33	608	0.8	115	2,454	1.0	24	539	0.9
皮革工業	11	169	0.2	16	304	0.1	8	93	0.2
窯業	11	209	0.3	63	1,865	0.8	12	328	0.6
機械工業	65	1,061	1.5	204	4,212	1.7	51	1,174	2.0
電気機器工業	22	335	0.5	45	701	0.3	8	96	0.2
車輜工業	2	22	0.0	23	437	0.2	2	30	0.1
船舶工業	3	9	0.0	16	247	0.1	3	37	0.1
金属工業	50	716	1.0	229	4,568	1.9	52	966	1.6
その他の工業	223	1,882	2.6	642	7,350	3.0	136	1,008	1.7
製造業計	835	12,580	17.5	2,603	45,256	18.7	551	9,766	16.6
農林漁業	11	172	0.2	22	262	0.1	6	23	0.0
鉱業	2	100	0.1	9	247	0.1	2	80	0.1
建設業	1,445	19,579	27.2	3,832	65,749	27.2	1,065	15,789	26.8
卸売業	490	9,345	13.0	1,515	33,579	13.9	370	8,370	14.2
小売業	761	8,630	12.0	1,943	28,643	11.8	461	6,499	11.0
飲食業	329	2,526	3.5	1,107	9,791	4.0	211	2,020	3.4
運送倉庫業	206	3,821	5.3	527	12,639	5.2	172	3,547	6.0
サービス業	884	10,076	14.0	2,621	39,015	16.1	665	8,708	14.8
不動産業	216	4,263	5.9	417	6,086	2.5	225	4,038	6.8
その他の産業	80	791	1.1	88	769	0.3	21	143	0.2
非製造業計	4,424	59,301	82.5	12,081	196,781	81.3	3,198	49,218	83.4
合 計	5,259	71,881	100.0	14,684	242,037	100.0	3,749	58,984	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

5. 業種別保証状況

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比
食 料 品 工 業	704	10,311	5.0	928	15,493	4.6	910	15,082	4.5
織 維 品 工 業	430	4,664	2.3	531	7,378	2.2	500	7,131	2.1
木材木製品工業	191	2,429	1.2	236	3,474	1.0	230	3,683	1.1
家具建具工業	246	2,309	1.1	319	3,667	1.1	308	3,620	1.1
紙 工 業	42	649	0.3	52	996	0.3	52	900	0.3
印 刷 製 本 業	121	1,774	0.9	169	2,866	0.8	169	2,398	0.7
化 学 工 業	68	1,314	0.6	85	2,024	0.6	82	1,978	0.6
石油石炭工業	6	93	0.0	5	94	0.0	5	310	0.1
ゴ ム 工 業	109	1,804	0.9	181	3,510	1.0	183	3,416	1.0
皮 革 工 業	29	435	0.2	32	548	0.2	32	509	0.2
窯 業	101	1,457	0.7	127	2,476	0.7	124	2,631	0.8
機 械 工 業	261	3,505	1.7	327	5,497	1.6	337	5,892	1.8
電気機器工業	63	656	0.3	80	1,089	0.3	79	1,004	0.3
車 輜 工 業	14	147	0.1	28	449	0.1	32	499	0.1
船 舶 工 業	12	118	0.1	22	295	0.1	22	265	0.1
金 属 工 業	279	4,007	1.9	382	6,654	2.0	370	6,329	1.9
その他の工業	915	5,729	2.8	1,150	9,438	2.8	1,106	8,771	2.6
製 造 業 計	3,591	41,401	20.0	4,654	65,948	19.5	4,541	64,417	19.3
農 林 漁 業	44	463	0.2	48	517	0.2	50	467	0.1
鉱 業	11	189	0.1	15	290	0.1	12	188	0.1
建 設 業	5,470	50,143	24.3	6,793	85,412	25.3	6,795	84,181	25.3
卸 売 業	2,058	26,880	13.0	2,647	44,974	13.3	2,609	44,481	13.3
小 売 業	3,074	23,674	11.5	3,620	38,435	11.4	3,509	37,571	11.3
飲 食 業	1,192	6,506	3.2	1,688	12,157	3.6	1,690	11,971	3.6
運 送 倉 庫 業	942	12,759	6.2	1,087	18,788	5.6	1,102	19,018	5.7
サ ー ビ ス 業	3,583	30,379	14.7	4,714	53,854	16.0	4,687	52,912	15.9
不 動 産 業	819	10,947	5.3	982	13,980	4.1	1,082	15,332	4.6
その他の産業	435	3,152	1.5	455	3,144	0.9	431	2,682	0.8
非 製 造 業 計	17,628	165,092	80.0	22,049	271,550	80.5	21,967	268,803	80.7
合 計	21,219	206,493	100.0	26,703	337,497	100.0	26,508	333,220	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

5. 業種別保証状況

代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
食料品工業	9	254	14.9	6	86	6.1	7	88	5.8
繊維品工業	6	48	2.8	0	0	0.0	15	175	11.6
木材木製品工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
家具建具工業	0	0	0.0	1	4	0.3	4	26	1.7
紙工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
印刷製本業	0	0	0.0	3	31	2.2	3	13	0.9
化学工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石油石炭工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
ゴム工業	0	0	0.0	3	16	1.1	3	28	1.8
皮革工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
窯業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
機械工業	1	17	1.0	0	0	0.0	0	0	0.0
電気機器工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
車輜工業	2	12	0.7	0	0	0.0	0	0	0.0
船舶工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
金属工業	0	0	0.0	0	0	0.0	5	91	6.1
その他の工業	5	45	2.6	3	81	5.7	5	17	1.2
製造業計	23	376	22.1	16	218	15.4	42	438	29.0
農林漁業	0	0	0.0	2	6	0.4	0	0	0.0
鉱業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
建設業	37	281	16.5	24	116	8.2	24	121	8.0
卸売業	23	213	12.5	32	210	14.9	21	386	25.6
小売業	64	519	30.4	27	226	16.0	39	327	21.7
飲食業	13	81	4.8	7	31	2.2	15	112	7.4
運送倉庫業	8	77	4.5	12	354	25.1	0	0	0.0
サービス業	34	155	9.1	25	240	17.0	22	112	7.5
不動産業	1	2	0.1	3	10	0.7	1	0	0.0
その他の産業	0	0	0.0	0	0	0.0	1	11	0.7
非製造業計	180	1,329	77.9	132	1,195	84.6	123	1,070	71.0
合 計	203	1,705	100.0	148	1,413	100.0	165	1,508	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

6. 制度別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
一般制度 計	1,910	38,808	54.0	1,115	22,414	9.3	1,229	28,263	47.9
県 制 度 計	3,320	32,615	45.4	13,521	218,043	90.1	2,471	29,401	49.8
市町村制度 計	4	18	0.0	3	30	0.0	3	22	0.0
国 制 度 計	25	440	0.6	45	1,550	0.6	46	1,299	2.2
合 計	5,259	71,881	100.0	14,684	242,037	100.0	3,749	58,984	100.0

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
一般制度 計	5,514	96,411	46.7	4,711	85,646	25.4	4,249	80,746	24.2
県 制 度 計	15,277	104,701	50.7	21,653	246,180	72.9	21,942	246,471	74.0
市町村制度 計	52	139	0.1	29	86	0.0	22	77	0.0
国 制 度 計	376	5,242	2.5	310	5,585	1.7	295	5,926	1.8
合 計	21,219	206,493	100.0	26,703	337,497	100.0	26,508	333,220	100.0

代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
一般制度 計	39	391	22.9	33	374	26.5	18	197	13.1
県 制 度 計	153	1,148	67.3	107	920	65.1	134	1,143	75.8
市町村制度 計	0	0	0.0	1	12	0.9	0	0	0.0
国 制 度 計	11	166	9.7	7	107	7.6	13	168	11.1
合 計	203	1,705	100.0	148	1,413	100.0	165	1,508	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

7. 地区別保証状況

保証承諾

(単位: 百万円、%)

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
和歌山市	2,264	30,782	42.8	6,228	104,599	43.2	1,672	26,184	44.4
岩出市	241	3,228	4.5	613	9,664	4.0	154	2,212	3.7
紀の川市	324	4,154	5.8	801	13,444	5.6	206	3,557	6.0
橋本市	262	3,427	4.8	594	10,129	4.2	182	3,699	6.3
海南市	228	4,128	5.7	771	12,910	5.3	201	2,807	4.8
有田市	124	1,992	2.8	445	6,605	2.7	73	1,250	2.1
御坊市	145	1,706	2.4	429	6,448	2.7	100	1,874	3.2
田辺市	427	6,681	9.3	1,112	20,051	8.3	299	4,712	8.0
新宮市	229	2,672	3.7	716	10,153	4.2	164	1,748	3.0
九度山町	10	113	0.2	30	516	0.2	6	51	0.1
かつらぎ町	58	549	0.8	161	2,915	1.2	56	746	1.3
高野町	20	251	0.3	51	827	0.3	9	141	0.2
伊都郡計	88	913	1.3	242	4,258	1.8	71	937	1.6
紀美野町	43	574	0.8	150	2,367	1.0	48	762	1.3
海草郡計	43	574	0.8	150	2,367	1.0	48	762	1.3
広川町	31	398	0.6	97	1,750	0.7	18	246	0.4
湯浅町	49	478	0.7	190	2,766	1.1	42	399	0.7
有田川町	114	1,542	2.1	379	6,618	2.7	74	940	1.6
有田郡計	194	2,418	3.4	666	11,134	4.6	134	1,585	2.7
由良町	28	193	0.3	53	777	0.3	15	77	0.1
印南町	24	200	0.3	89	1,167	0.5	15	223	0.4
日高町	25	220	0.3	64	936	0.4	12	81	0.1
美浜町	35	400	0.6	70	987	0.4	19	207	0.4
みなべ町	89	1,693	2.4	269	4,627	1.9	64	1,312	2.2
日高川町	37	463	0.6	108	1,652	0.7	26	378	0.6
日高郡計	238	3,169	4.4	653	10,146	4.2	151	2,279	3.9
すさみ町	12	207	0.3	37	870	0.4	9	133	0.2
上富田町	64	976	1.4	156	3,175	1.3	43	882	1.5
白浜町	143	2,127	3.0	406	5,931	2.5	80	1,034	1.8
西牟婁郡計	219	3,310	4.6	599	9,977	4.1	132	2,049	3.5
北山村	1	10	0.0	3	28	0.0	0	0	0.0
太地町	11	92	0.1	19	145	0.1	3	26	0.0
古座川町	11	75	0.1	21	215	0.1	3	31	0.1
那智勝浦町	86	979	1.4	231	3,648	1.5	51	740	1.3
串本町	83	724	1.0	253	2,656	1.1	48	710	1.2
東牟婁郡計	192	1,880	2.6	527	6,693	2.8	105	1,507	2.6
その他	41	849	1.2	138	3,459	1.4	57	1,824	3.1
合計	5,259	71,881	100.0	14,684	242,037	100.0	3,749	58,984	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

7. 地区別保証状況

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
和歌山市	8,696	89,055	43.1	11,173	146,972	43.5	11,172	144,374	43.3
岩出市	935	8,408	4.1	1,133	13,614	4.0	1,124	13,746	4.1
紀の川市	1,238	11,357	5.5	1,441	17,868	5.3	1,414	17,761	5.3
橋本市	1,091	10,635	5.2	1,270	16,160	4.8	1,197	15,722	4.7
海南市	1,001	10,288	5.0	1,329	17,485	5.2	1,349	17,352	5.2
有田市	596	4,892	2.4	758	7,960	2.4	748	7,799	2.3
御坊市	654	5,955	2.9	856	9,678	2.9	839	9,675	2.9
田辺市	1,955	20,398	9.9	2,291	31,258	9.3	2,249	30,074	9.0
新宮市	817	7,688	3.7	1,102	12,848	3.8	1,109	12,497	3.8
九度山町	61	736	0.4	72	1,094	0.3	67	1,051	0.3
かつらぎ町	293	2,425	1.2	354	4,330	1.3	361	4,392	1.3
高野町	85	736	0.4	94	1,128	0.3	87	1,141	0.3
伊都郡計	439	3,897	1.9	520	6,552	1.9	515	6,584	2.0
紀美野町	194	1,678	0.8	230	2,805	0.8	245	2,936	0.9
海草郡計	194	1,678	0.8	230	2,805	0.8	245	2,936	0.9
広川町	153	1,460	0.7	189	2,253	0.7	180	2,249	0.7
湯浅町	247	1,912	0.9	316	3,111	0.9	319	3,392	1.0
有田川町	472	4,666	2.3	645	8,145	2.4	647	8,169	2.5
有田郡計	872	8,037	3.9	1,150	13,510	4.0	1,146	13,810	4.1
由良町	107	546	0.3	108	942	0.3	109	951	0.3
印南町	126	737	0.4	174	1,527	0.5	165	1,484	0.4
日高町	86	495	0.2	114	1,190	0.4	114	1,101	0.3
美浜町	162	1,205	0.6	179	1,661	0.5	166	1,584	0.5
みなべ町	377	4,809	2.3	513	7,557	2.2	520	7,351	2.2
日高川町	157	1,377	0.7	213	2,443	0.7	200	2,425	0.7
日高郡計	1,015	9,169	4.4	1,301	15,320	4.5	1,274	14,897	4.5
すさみ町	54	517	0.3	69	980	0.3	69	1,027	0.3
上富田町	274	3,140	1.5	305	4,680	1.4	304	4,436	1.3
白浜町	545	4,710	2.3	669	7,837	2.3	650	7,465	2.2
西牟婁郡計	873	8,368	4.1	1,043	13,497	4.0	1,023	12,929	3.9
北山村	2	12	0.0	4	34	0.0	4	30	0.0
太地町	42	184	0.1	40	210	0.1	37	197	0.1
古座川町	41	208	0.1	43	288	0.1	36	274	0.1
那智勝浦町	346	2,623	1.3	413	4,285	1.3	386	4,247	1.3
串本町	328	2,175	1.1	427	3,550	1.1	418	3,474	1.0
東牟婁郡計	759	5,202	2.5	927	8,368	2.5	881	8,222	2.5
その他	84	1,465	0.7	179	3,602	1.1	223	4,843	1.5
合 計	21,219	206,493	100.0	26,703	337,497	100.0	26,508	333,220	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

7. 地区別保証状況

代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
和歌山市	97	705	41.3	50	338	23.9	48	361	23.9
岩出市	7	22	1.3	6	26	1.9	11	161	10.7
紀の川市	11	195	11.4	6	17	1.2	16	62	4.1
橋本市	4	19	1.1	9	270	19.1	16	219	14.6
海南市	11	94	5.5	14	128	9.1	10	55	3.7
有田市	0	0	0.0	7	111	7.9	3	90	6.0
御坊市	9	40	2.4	6	71	5.0	9	43	2.9
田辺市	5	33	2.0	8	48	3.4	22	184	12.2
新宮市	11	51	3.0	18	246	17.4	5	24	1.6
九度山町	0	0	0.0	0	0	0.0	1	2	0.1
かつらぎ町	1	1	0.1	3	4	0.3	1	3	0.2
高野町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
伊都郡計	1	1	0.1	3	4	0.3	2	5	0.3
紀美野町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
海草郡計	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
広川町	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
湯浅町	0	0	0.0	0	0	0.0	4	10	0.7
有田川町	4	87	5.1	1	6	0.4	1	5	0.3
有田郡計	5	87	5.1	1	6	0.4	5	15	1.0
由良町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
印南町	11	180	10.6	2	3	0.2	1	11	0.7
日高町	3	19	1.1	0	0	0.0	0	0	0.0
美浜町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
みなべ町	5	67	3.9	0	0	0.0	0	0	0.0
日高川町	1	2	0.1	0	0	0.0	2	6	0.4
日高郡計	20	267	15.7	2	3	0.2	3	17	1.1
すさみ町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
上富田町	6	55	3.2	4	90	6.4	2	13	0.9
白浜町	2	15	0.9	1	11	0.8	4	133	8.8
西牟婁郡計	8	70	4.1	5	101	7.1	6	147	9.7
北山村	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
太地町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
古座川町	0	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0
那智勝浦町	9	76	4.4	9	39	2.7	4	24	1.6
串本町	2	34	2.0	2	4	0.3	4	28	1.9
東牟婁郡計	11	110	6.4	12	43	3.0	8	53	3.5
その他	3	10	0.6	1	1	0.1	1	71	4.7
合 計	203	1,705	100.0	148	1,413	100.0	165	1,508	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

8. 経営安定関連5号保証状況

(1) 金融機関別保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都 市 銀 行	6	247	10.0	9	317	1.1	2	50	0.7
地 方 銀 行	48	1,403	57.0	1,171	20,507	68.7	283	5,831	78.3
第 二 地 銀	4	66	2.7	36	576	1.9	0	0	0.0
信 用 金 庫	50	706	28.7	777	8,003	26.8	109	1,495	20.1
信 用 組 合	1	38	1.5	24	397	1.3	0	0	0.0
政府系金融機関	0	0	0.0	3	39	0.1	2	67	0.9
農 業 協 同 組 合 (和歌山県内)	0	0	0.0	1	3	0.0	1	1	0.0
合 計	109	2,460	100.0	2,021	29,843	100.0	397	7,444	100.0

(2) 業種別保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製 造 業	15	351	14.3	333	4,737	15.9	82	1,655	22.2
農 林 漁 業	0	0	0.0	2	20	0.1	0	0	0.0
鉱 業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
建 設 業	20	635	25.8	516	7,925	26.6	98	1,792	24.1
物 品 販 売 業	41	836	34.0	657	9,107	30.5	120	2,198	29.5
運 送 倉 庫 業	23	509	20.7	69	1,508	5.1	30	747	10.0
不 動 産 業	0	0	0.0	51	620	2.1	9	96	1.3
サ ー ビ ス 業	10	129	5.3	393	5,925	19.9	58	957	12.9
合 計	109	2,460	100.0	2,021	29,843	100.0	397	7,444	100.0

(3) 担保別保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
有 担 保	20	227	9.2	319	3,319	11.1	77	976	13.1
無 担 保	89	2,233	90.8	1,702	26,524	88.9	320	6,468	86.9
合 計	109	2,460	100.0	2,021	29,843	100.0	397	7,444	100.0

(4) 年度別保証承諾・債務残高・代位弁済

(単位：百万円)

区 分	保証承諾		保証債務残高		代位弁済	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和元年度	109	2,460	3,711	26,728	68	683
令和2年度	2,021	29,843	3,830	41,730	37	440
令和3年度	397	7,444	3,712	42,541	45	511

9. 保証条件変更実績

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
変 更 承 諾	2,740	36,446	99.1	2,469	33,490	91.9	2,303	32,639	97.5
変 更 債 務 残 高	2,776	29,228	94.6	2,362	26,903	92.0	2,386	29,471	109.5

10. 求償権回収実績

(単位：百万円、%)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
実 際 回 収	922	96.5	853	92.6	571	66.9

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

借 方			貸 方		
科 目	金 額		科 目	金 額	
現 金	76,324		基 本 財 産	19,011,599,527	
現 金	76,324		基 金	7,293,153,000	
小 切 手	0		基 金 準 備 金	11,718,446,527	
預 け 金	11,411,423,119		制 度 改 革 促 進 基 金	0	
当 座 預 金	0		収 支 差 額 変 動 準 備 金	6,575,493,209	
普 通 預 金	1,223,358,152		責 任 準 備 金	1,999,520,418	
通 知 預 金	0		求 償 権 償 却 準 備 金	69,463,715	
定 期 預 金	10,178,013,000		退 職 給 与 引 当 金	676,135,079	
郵 便 貯 金	10,051,967		損 失 補 償 金	9,553,673,416	
金 銭 信 託	0		保 証 債 務	333,220,069,529	
有 価 証 券	26,226,696,600		求 償 権 補 填 金	0	
国 債	0		保 険 金	0	
地 方 債	16,526,956,600		損 失 補 償 補 填 金	0	
社 債	9,696,740,000		借 入 金	0	
株 式	3,000,000		長 期 借 入 金	0	
受 益 証 券	0		(うち日本政策金融公庫分)	0	
そ の 他 有 価 証 券	0		短 期 借 入 金	0	
新 株 予 約 権	0		(うち日本政策金融公庫分)	0	
フ ァ ン ド 出 資	0		収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0	
動 産 ・ 不 動 産	613,965,392		雑 勘 定	10,902,833,534	
事 業 用 不 動 産	524,483,947		仮 受 金	2,949,809	
事 業 用 動 産	89,481,445		保 険 納 付 金	33,894,847	
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0		損 失 補 償 納 付 金	10,868,608	
損 失 補 償 金 見 返	9,553,673,416		未 経 過 保 証 料	10,850,141,587	
保 証 債 務 見 返	333,220,069,529		未 払 保 険 料	1,387,360	
求 償 権	249,592,442		未 払 費 用	3,591,323	
譲 受 債 権	0				
雑 勘 定	733,291,605				
仮 払 金	7,901,991				
保 証 金	0				
厚 生 基 金	52,859,000				
連 合 会 勘 定	451,559				
未 収 利 息	34,960,920				
未 経 過 保 険 料	637,118,135				
合 計	382,008,788,427		合 計	382,008,788,427	

(単位：円)

〈貸方〉



令和3年度事業報告

収支計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 入	3,688,438,429
保 証 料	3,061,670,134
預 け 金 利 息	1,350,333
有価証券利息・配当金	227,469,595
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	1,624,223
損 害 金	12,224,516
事 務 補 助 金	155,078,191
責 任 共 有 負 担 金	210,053,000
雑 収 入	18,968,437
経 常 支 出	2,440,136,137
業 務 費	969,855,254
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,470,059,503
責任共有負担金納付金	0
雑 支 出	221,380
経 常 収 支 差 額	1,248,302,292
経 常 外 収 入	3,449,814,929
償 却 求 償 権 回 収 金	64,141,572
責 任 準 備 金 戻 入	2,024,984,437
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	51,316,217
求 償 権 補 填 金 戻 入	1,309,372,703
(保 険 金)	1,236,025,813
(損失補償補填金)	73,346,890
補 助 金	0
そ の 他 収 入	0
経 常 外 支 出	3,515,144,359
求 償 権 償 却	1,435,677,730
譲 受 債 権 償 却	0
有 価 証 券 償 却	0
雑 勘 定 償 却	9,895,987
退 職 金	494,190
責 任 準 備 金 繰 入	1,999,520,418
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	69,463,715
そ の 他 支 出	92,319
経 常 外 収 支 差 額	-65,329,430
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当 期 収 支 差 額	1,182,972,862
収支差額変動準備金繰入額	591,000,000
基 本 財 産 繰 入 額	591,972,862

財産目録

(令和4年3月31日現在)

(単位：円)

資 産	金 額
科 目	
現 金	76,324
預 け 金	11,411,423,119
金 銭 信 託	0
有 価 証 券	26,226,696,600
そ の 他 有 価 証 券	0
動 産 ・ 不 動 産	613,965,392
損 失 補 償 金 見 返	9,553,673,416
保 証 債 務 見 返	333,220,069,529
求 償 権	249,592,442
譲 受 債 権	0
雑 勘 定	733,291,605
合 計	382,008,788,427

負 債	金 額
責 任 準 備 金	1,999,520,418
求 償 権 償 却 準 備 金	69,463,715
退 職 給 与 引 当 金	676,135,079
損 失 補 償 金	9,553,673,416
保 証 債 務	333,220,069,529
求 償 権 補 填 金	0
借 入 金	0
雑 勘 定	10,902,833,534
合 計	356,421,695,691

正 味 財 産	25,587,092,736
---------	----------------

収支計算書の用語解説

<支出>

<収入>

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。

責任共有負担金納付金

金融機関より受領した責任共有負担金の一部を日本政策金融公庫へ支払う納付金です。

求償権償却

年度末求償権のうち、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

将来の不測の事態に備えて積み立てる準備金で、一般企業の「貸倒引当金」に相当するものです。年度末の保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つために、年度末求償権残高に対して一定の割合を積み立てます。

当期収支差額

全額を基本財産または収支差額変動準備金に組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで必要な基本財産の充実を図ります。

業務費

信用保険料

責任共有負担金納付金

その他

求償権償却

責任準備金繰入

求償権償却準備金繰入

その他

当期収支差額

保証料

保証料

保証ご利用の際に中小企業の方からいただく保証料です。

預け金利息等

責任共有負担金

その他

責任共有負担金

責任共有制度において負担金方式を選択した金融機関が、過去の制度利用実績（代位弁済率等）に応じて協会に支払う負担金です。

責任準備金戻入

求償権償却準備金戻入

求償権補填金戻入

その他

求償権補填金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体から受領した損失補償補填金からなっています。

制度改革促進基金取崩額

制度改革促進基金取崩額

国が実施する施策による保証を行ったことから生じた求償権について、償却を行った金額を限度として、基金から取り崩すことができることとなっています。

個人情報保護への取り組み

当協会では、個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報保護宣言」を以下のとおり制定しております。
業務上、お客様の個人情報を取得・利用させていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で適切に取り組み、個人情報の保護に努めています。

個人情報保護宣言

和歌山県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ〔<https://www.cgc-wakayama.jp/>〕（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供、開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ〔<https://www.cgc-wakayama.jp/>〕（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（または郵送）ください。

(7) 保有個人データの内容の訂正・利用停止等、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ・(6)、(7)の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ〔<https://www.cgc-wakayama.jp/>〕（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止等に関する対応窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

コンプライアンス態勢

信用保証協会は、国および地方公共団体等関係機関の支援のもとに、中小企業のための不可欠な機関として中小企業施策の重要な一翼を担っています。

このような公共性と社会的使命の重要性に鑑み、当協会では、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に努め、地域社会ならびに中小企業の皆様方から信頼され親しまれる信用保証協会を目指し、役員一丸となって取組んで参ります。

1. コンプライアンスの基本方針

【信用保証協会の公共性と社会的責任】

- ・信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

【質の高い信用保証サービス】

- ・経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

【法令やルールの厳格な遵守】

- ・あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

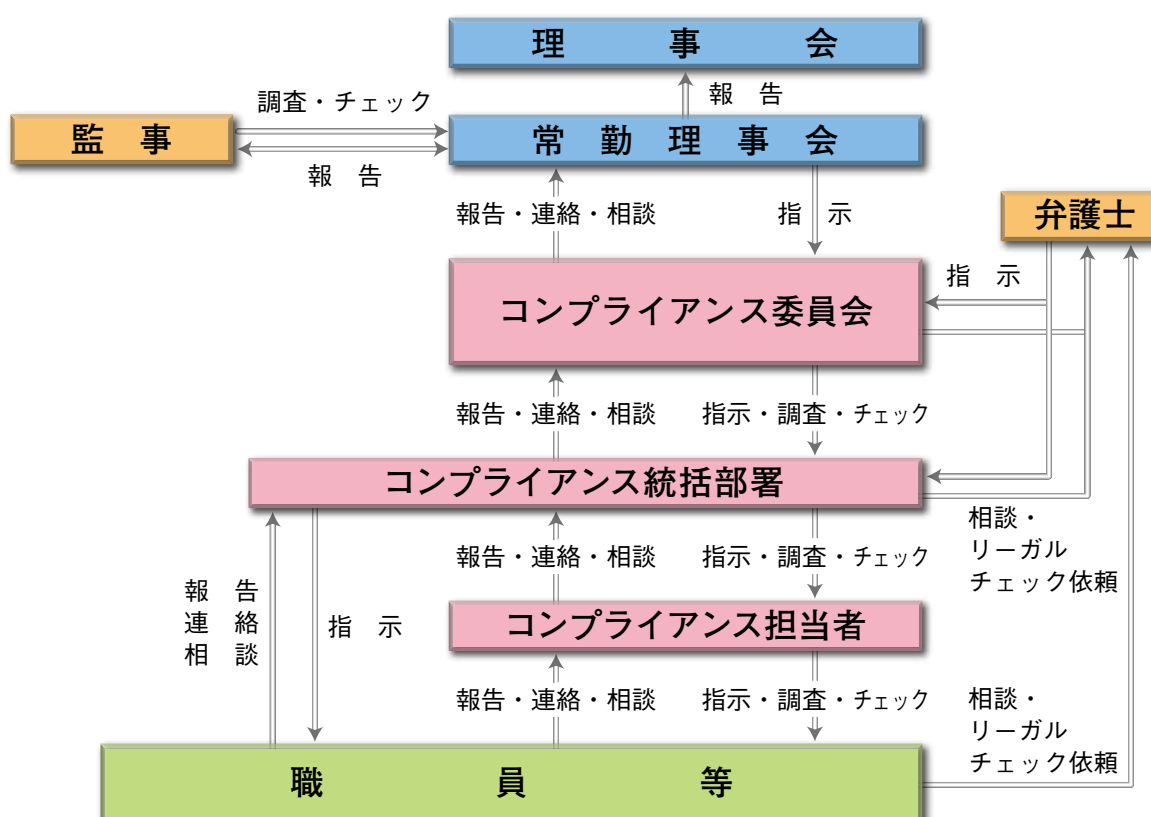
【反社会的勢力との対決】

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

【地域社会に対する貢献】

- ・広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

2. コンプライアンス組織体制図



当協会の概要

プロフィール

保証債務残高	26,508件 3,332億円 [令和4年3月末現在]
事業所網	本所（和歌山市）、支所（田辺市）
役職員数	80名 [令和4年7月1日現在]
根拠法令	信用保証協会法（昭和28年法律第196号）
関係法令	信用保証協会法施行令（昭和28年政令第271号）
	信用保証協会法施行規則（昭和28年大蔵省・通商産業省令第3号）
	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）

沿革

昭和23年12月27日	社団法人和歌山県信用保証協会設立登記完了 （和歌山市小松原通1丁目1番地〈和歌山県庁内〉）
昭和29年 7月 1日	信用保証協会法に基づく特殊法人としての組織変更登記完了
昭和31年 8月 9日	本所 事務所所在地へ移転（和歌山市十二番丁7番地:現地番39番地）
昭和40年 5月 1日	田辺連絡所業務取扱い開始
昭和55年 4月 3日	田辺支所設置 登記完了
昭和58年 9月17日	本所 新事務所完成（和歌山市十二番丁7番地:現地番39番地）
昭和62年 5月23日	田辺支所移転 登記完了（田辺市朝日ヶ丘24番15号）
平成10年12月27日	設立50周年を迎える
平成18年 4月 1日	保証料率の弾力化導入
平成19年10月 1日	責任共有制度導入
平成22年10月12日	新電算システム「グローバルネクスト」を導入
平成22年11月 1日	信用保証協会団体信用生命保険制度の取り扱い開始
平成25年 4月30日	田辺支所が新事務所へ移転（田辺市朝日ヶ丘21番24号）
平成29年 1月 4日	新電算システム「ORBIT」を導入
平成30年 4月 1日	信用補完制度の見直し
令和 3年12月27日	SDGs宣言

役員構成

令和4年7月1日現在

理事長	稲 本 英 介	（常 勤）
専務理事	細 川 一 也	（常 勤）
常務理事	向 井 学	（常 勤）
理 事	堀 田 幸 平	（常 勤）
理 事	北 山 慎 一	和歌山県議会経済警察委員会 委員長
理 事	原 口 裕 之	紀陽銀行 取締役頭取
理 事	田 谷 節 朗	きのくに信用金庫 理事長
理 事	高 野 祥 臣	商工組合中央金庫 和歌山支店長
理 事	深 尾 悟 朗	三菱 UFJ 銀行 和歌山支店長
理 事	早 田 勇 二	三井住友銀行 和歌山法人営業部長
理 事	牛 尾 哲 也	南都銀行 和歌山支店長
理 事	浦 木 陸 雄	新宮信用金庫 理事長
理 事	田 中 一 壽	和歌山商工会議所 専務理事
理 事	榎 本 長 治	田辺商工会議所 会頭
理 事	植 田 英 明	和歌山県商工会連合会 会長
理 事	玉 置 篤	和歌山県中小企業団体中央会 会長
理 事	寺 本 雅 哉	和歌山県商工観光労働部長
理 事	宮 田 真 吾	和歌山市産業交流局長
監 事	南 條 秀 記	（常 勤）
監 事	月 山 純 典	弁護士
監 事	和 中 修 二	公認会計士

当協会の概要

組織体制・担当業務のご案内

組 織 体 制					担 当 業 務	
本 所	企 画 総 務 部	総 務 課	(総務部門)	TEL(073)433-9709	協会の経営、理事会、人事、諸契約、定款、研修、労務管理・福利厚生、 官公庁の窓口など	
				FAX(073)433-9700		
		(経理部門)	TEL(073)433-9710	協会の予算・決算、資金運用、出納・会計など		
					FAX(073)433-9700	
		企 画 情 報 課	(企画部門)	TEL(073)433-9712	業務企画、業務方法書、事業計画、広報、保証制度、業務情報・諸統計の 管理など	
				FAX(073)433-9742		
		(電算部門)	TEL(073)433-9711	電算システムの開発・運用・管理、情報システムの構築・発信など		
					FAX(073)433-9740	
	企 業 支 援 部	企業支援統括課		TEL(073)433-9703	保証業務および期中管理（事故報告書受付前）の統括・企画・調整、受付窓口 業務の統括、保証および保証条件変更申込書・各種通知書等の受付、保証協 会団信、保証書発行、保証料の徴収・返戻、担保設定・変更等の事務処理など	
				FAX(073)433-9702		
		保 証 課		TEL(073)433-9705	保証推進、金融相談・経営支援、信用調査・審査など	
				FAX(073)433-9732		
		経 営 支 援 課		TEL(073)433-9704	金融相談・経営支援、再生支援などの信用調査、事故報告書受付前の保証 条件変更（返済方法、担保等）・調整・管理など	
				FAX(073)433-9732		
		創業・事業承継 サポートデスク		TEL(073)433-9722	創業支援、事業承継支援など	
				FAX(073)433-9732		
	管 理 部	管 理 統 括 課		TEL(073)433-9706	管理業務および期中管理（事故報告書受付後）の統括・企画・調整、事故報告書の受付事務、 事故報告書受付後の保証条件変更（返済方法、担保等）・調整・管理、代位弁済協議書受付事 務・代位弁済の諾否、代位弁済請求書の受付・代位弁済事務、信用保険・損失補償請求など	
				FAX(073)433-9701		
		管 理 課		TEL(073)433-9707	求償権の管理回収、回収処理事務、訴訟その他法的措置など	
				FAX(073)433-9701		
		コンプライアンス 統括室		TEL(073)433-9713	コンプライアンス統括、内部監査、外部検査、苦情・要望など	
				FAX(073)433-9701		
田 辺 支 所	業 務 課		TEL(0739)22-4666	各種申込書・通知書受付等窓口業務、保証書発行、保証料の徴収・返戻、担保 設定・変更等の事務処理、金融相談・経営支援、信用調査・審査（再生支援を含 む）、業務推進、事故報告書受付前の保証条件変更（返済方法、担保等）など		
			FAX(0739)24-9212			
	創業・事業承継 サポートデスク		TEL(0739)33-7061	創業支援、事業承継支援など		
			FAX(0739)24-9212			
	管 理 課		TEL(0739)23-5222	事故報告書の受付事務、事故報告書受付後の保証条件変更（返済方法、担 保等）・調整・管理、代位弁済協議書受付事務、求償権の管理回収、回収 処理事務、訴訟その他法的措置など		
			FAX(0739)24-9212			

1. 本所 担当地域

和歌山市・岩出市・紀の川市・橋本市・海南市・有田市・御坊市・伊都郡・海草郡・有田郡・日高郡（みなべ町を除く）

2. 田辺支所 担当地域

田辺市・新宮市・日高郡（みなべ町）・西牟婁郡・東牟婁郡

2022

WAKAYAMA GUARANTEE DISCLOSURE

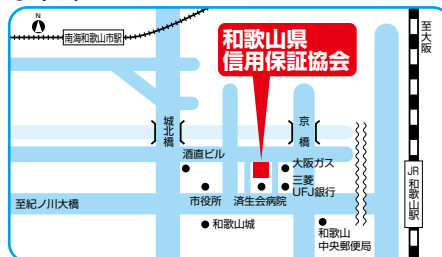


●本 所

〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地
TEL.073-423-2255(大代表) FAX.073-433-9700~2

●南海和歌山市駅より		●JR和歌山駅より	
タクシー	5分	タクシー	8分
バス(京橋下車)	10分	バス(京橋下車)	10分
徒歩	15分	徒歩	20分

●本所



●田辺支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘21番24号
TEL.0739-22-4666(大代表) FAX.0739-24-9212

●JR紀伊田辺駅より	
タクシー	10分
バス(朝日ヶ丘振興局前下車)	15分
徒歩	20分

●田辺支所

